メチルアミノ一・一―ジー（二―チエニル）―一―ブテンの塩酸塩の原末約二四〇瓦を所持してゐたもの

なる事実を認定の上懲役四年（未決勾留六十日通算）及罰金拾万円に処せられた第一審判決に対する控訴に対しその控訴を棄却せられたものでありますが第二審判決は次の様な理由によつて破棄せらるべきものと思料いたします。

㈠　事実の誤認

被告人が第一、二審判決の様に覚せい剤を製造し且又譲渡したことは卒直に認めるところで申訳なきことではありますがその認定に係る麻薬の所持については事実が誤認であるのであります。

成程本件麻薬が被告人宅から押収された事実は間違ひありませんがこの麻薬については本件記録を精査して頂けば判ります様に被告人が所持するに至るまでの経路と被告人の麻薬認識について甚だ事実関係があいまいなのであります。

第二審判決は此の点に関する控訴趣意に対し「原判示挙示の各証拠、就中被告人の検察官に対する昭和二十九年七月七日付供述調書によれば被告人が昭和二十八年六月十日頃渡辺からオートンを買つてくれといわれその見本として一瓶受取つて家に持ち帰へり試験したところ融点が百四十度から百五十二、三度位であつたのでこれは粗悪でいかんと思い渡辺に返すといつたところ同人はその一部を持つて帰えり残りは被告人がそのまゝ預つていたもので翌二九年四月頃今西収からオートンは麻薬になつたことを聞いて持つていては悪いと知り乍ら持つていた」として被告人の控訴理由を排斥せられてゐるのでありますがこの被告人の供述自体が甚だ矛盾してゐる訳で仮りに被告人が昭和二十八年六月十日頃渡辺からオートンを見本として預つたとしても被告人が今西収からオートンが麻薬になつたと聞いたのは翌二十九年四月頃となつてゐるのでありますからオートンが麻薬指定でもない時期に何故被告人がオートンの融点試験をしたのか甚だ矛盾したことになつてゐるので被告人の前叙供述があるにしてもその供述の証拠力は甚だ疑はしいのであります。加之相被告人辺鐘辰（渡辺）の起訴状によれば相被告人辺鐘辰は昭和二十九年六月中旬頃大阪市西成区淡路通四丁目十一番地辺鐘辰方に於て

麻薬原末約三五〇瓦を被告人に譲り渡した様になつてゐて前後矛盾してゐるのであります。

此の点に関し元のオートン所持人であつた相被告人辺鐘辰（渡辺）は第一審審理中から最重病で倒底事実関係、被告人の認識の有無を証拠立てる証人となし得なかつたのみならず現在死亡し同人の供述調書の総ては証拠として採用せられるの不利な結果を被告人に招来してゐますが被告人としては辺鐘辰から金銭貸借関係上一時預つてくれと云ふので中味の何たるかも知らずそれが麻薬原料であるといふ様なことを全然知らず辺鐘辰からの取戻を待ちつゝ平然と家に預つてゐる中覚せい剤事件の家宅捜査によつて発見され第一、二審判決の麻薬所持の事実認定になつてゐますが被告人には犯意なく被告人の麻薬所持の犯罪認定は重大な事実の誤認であるのであります。

㈡　刑の量定が甚だしく不当であること。

被告人が覚せい剤の製造、譲渡によつて所断せられることは已むを得ないところではありますが㈠に詳述した様に被告人の麻薬所持犯罪は全く重大な事実誤認であるのであります。従つて被告人の犯罪事実から麻薬事犯を除くなれば麻薬事犯の認定を前提加味して第一審に於て言渡された被告人に対する懲役四年（未決勾留六十日通算）及罰金拾万円の控訴を棄却されたる第二審判決は誠に刑の量定が甚だしく不当なものと謂はざるを得ない訳で御審に於て公正な御判断を相仰ぎ度いのであります。

以上各理由により刑事訴訟法第四百十一条第二、三号により原審判決に対し上告いたしました次第、何卒公正な御裁判をお願いたします。

以　上

覚せい剤取締法違反、麻薬取締法違反　被告人　李永俊　山口こと

弁護人沖源三郎の上告趣意

原判決が被告人に対し懲役二年六月（未決二百日算入）及罰金三万円を言渡した第一審判決を維持し被告人の控訴を棄却したのは量刑甚しく不当にして原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると思料する。即ち

一(イ)　被告人の覚せい剤原末製造の点については被告人が六、七万円を他から借り之を金賢徳に渡し原末の製造して貰つたが出来たものは完成品でなく油状のもので数量も約4kgしかなかつたと主張しているのである。

被告人は之を他に頼み完成品2kgを作成しその2kgを広兼に譲渡したので結局殆んど利得していないのである。

(ロ)　田中久一からオートン原末178gを譲受けた点は被告人が譲受けたものは実はオートンではなく、原物はドロ〳〵したもので結晶ではなく結局被告人は騙されたので品物は捨て二万円近く損失したのである。

(ハ)　池田政三と共謀して覚せい剤の末精製原液を製造した点は被告人は約四十万円を出資したが精品にならず之亦損をしたのである。

(ニ)　朴甲柱にオートン原末10gを譲渡した点は被告人としてはその事実を争ふのであるがこのことは情状として十分酌量されねばならぬ。

又被告人に之を譲渡した中谷進は何等の処分をうけていないのであつて此の点も考慮されねばならぬ。

二、被告人は前科がなく事件迄は真面目に過したのである。

被告人は小学校教員、乾魚商、洋服地の行商等をしてきたのであるが現在の妻と結婚し親許で生活し右行商をなし居る

のであるが結局本件は被告人の母洪貞淑が老衰重病で、その医薬費は被告人等の生活費に窮迫し本件を犯したのであつて、被告人の立場には同情すべきものがある。

三、被告人は現在衷心悔悟しているのである。

四、本件に於て被告人が他人の勧誘により次々と深入りして結局は大きな損失をし何等の利得をしていない点は十分に酌量されねばならぬ。

以上諸般の事情に鑑み被告人に対し出来るだけ御寛大の御裁判を下さる様願上げます。

以　上

昭和三二年(あ)第二七四九号

決　定

本籍および住居　宮崎県都城市前田町一一五一番地の一

無　職

二　宮　直　熊

明治一三年九月一〇日生

右に対する弁護士法違反被告事件について、昭和三二年一〇月八日福岡高等裁判所宮崎支部の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人小倉庄八の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反の主張を出でないものであつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。(この点に関する原判示は正当である。)

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三三年四月二四日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　斎　藤　悠　輔

裁判官　入　江　俊　郎

昭和三三年四月二四日決定　昭和三二年(あ)第二七四九号

裁判官　下飯坂　潤夫

弁護士法違反

被告人　三宮直熊

弁護人小倉庄八の上告趣意

原判決は判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認がある。

一、原判決は第一審判決を維持し控訴棄却の判決をした。しかし弁護士法第七三条に「何人も、他の権利を譲り受けて、訴訟その他の手段によつて、その権利の実行をすることができない」というのは、被告人が「他人の権利を譲り受け、訴訟の手段により、その権利の実行をすることを業とする者」であり、且つその「業」として本件買受け行為がなされたものと認められることが必要である。（昭和二五年一一月二八日最高判決）しかして、その認定を受けるには、その権利を譲り受け且つその権利を実行することが、それ自体を目的としてなされたものであることを要すると解する。従つて、或る債権を譲り受けたものが、債権を譲渡したものに対し、その譲り受け以前に、債権を有し、その弁済に代えて債権の譲渡を受け、訴訟の手段により権利の実行をするが如きは、仮に斯る事例が数回に亘つて行はれている場合であつても、弁護士法第七三条に禁止するところではないといわなければならない。なんとなれば、自己の債権の弁済を受けることは法の認めた当然の権利であつて、若し、斯くの如き弁済を受けることが出来ないとすれば、権利の実行は不可能となるからである。これを具体的事実について見るに

1　第一審判示一の事実について

第一審証人小倉正重の証言によれば、被告人が小倉正重から千代森光雄振出の約束手形の裏書譲渡を受ける前に、小倉正重に対し債権を有していた事実及小倉正重が代物弁済として右手形を譲渡した事実が認められる。

2　同判示二の事実について

宮崎地方裁判所都城支部昭和二十七年(ワ)第七六号民事記録中の鈴木正一の証言によれば、被告人は偶々鈴木正一に対し債権を有しこれを弁済しない同人から代物弁済として金十万円の譲渡を受けた事実及この鈴木正一に対する債権は十万円の債権譲渡より約十ヶ月位前のものであつた事実が認められる。

3　同判示三の事実について

第一審証人山下重盛の証言によれば、同人は数年前から被告人に借金があり、それが三万円以上になつていた事実及その後同人が被告人に対し代物弁済として同人の平部ツルに対する貸金三万円の債権の譲渡を受けた事実が認められる。

4　同判示四の事実について

被告人が臼杵実秋から代物弁済として同人の田中正雄に対する貸金債権の譲渡を受けたのは昭和二十九年六月である。この事実は証拠上明白である。

臼杵実秋が横山則久から宅地を十五万円で買受ける契約をしたのが昭和二十九年二月であり、その金を払い終つてその所有権移転登記をしたのは同年八月末であることは第一審証人臼杵実秋の証言で明らかである。証人臼杵の証言中後で「昭和二十九年七月頃横山則久から宅地を買つた……」という記載があるが、これは、明らかに昭和二十九年二月頃の誤記である。証人臼杵は検察官の取調以来一貫して昭和二十九年二月と供述していることでも明瞭である。被告人が臼杵実秋に金三万五千円を貸与したのは何時かが問題になるが被告人の検察官に対する供述調書によれば「私は臼杵から債権を譲り受ける少し前に、同人に二口で合計三万円位貸していた」とあり、証人臼杵の証言によれば「宅地を買つた契約後三ヶ月位して二宮直熊から三万五千円借りた」とあるので、被告人が臼杵に金を貸したのは昭和二十九年五月頃と認められる既に関係書類もなくした被告人や臼杵が数年前のことを明確に記憶している筈がない。況んや老人であ

る。

結論として被告人が臼杵から債権を譲り受ける前に同人に対し既存の債権を有していたことは証拠上十分認め得る。

5　同判示五の事実について

被告人が金員を貸した相手が平田広海であつたか、又は平田木工企業組合であつたか、疑問があるが、被告人は平田個人に貸したつもりでいたのを平田の方では組合で借り受けたように処理したのかも知れない。小さい同族の組合のことではあるし、普通ありがちなことである。しかし、本件についてはこの点はさして問題にならない。

被告人が平田広海（平田木工企業組合以下同じ）から代物弁済として同人の梅田哲盛に対する建具工事代金三万五千円の債権の譲渡を受けたのは昭和二十九年八月七日である。この事実は証拠上明白である。

平田広海が梅田哲盛の建具工事を七万円で請負つたのは昭和二十九年四、五月頃であることは平田広海の検察官に対する供述調書の記載及同人の第一審における証言によつて明白である。

被告人が平田広海に対して金五万円（この五万円は後に一万五千円の弁済を受けて、残額が三万五千円になつている）を貸したのは昭和二十九年三月頃である。この事実は被告人の検察官に対する供述調書の各供述記載、第一審証人平田広海の証言で明白である。

6　同判示六の事実について

被告人が金を貸した相手方が平田広海であるか、平田木工であるかは本件においてはさして問題にならないこと前述の通りである第一審における被告人の供述、第一審証人平田の証言によれば昭和二十九年六月頃、被告人が平田広海（平田木工企業組合以下同じ）に対し金三万円を貸与した事実は明らかである。

被告人が平田広海から同人の東口光男に対する売掛代金四万五百七十五円の債権を譲り受けたのは昭和二十九年八月

二十五日である。

以上の如く被告人が権利を譲り受ける以前にその主張のような債権を有した事実が認められる以上原判決には事実の誤認があつてその誤認が判決に影響を及ぼすことが明らかであるので破棄を免れないと信ずる。

以　上

昭和三二年(あ)第二九九四号

決　定

本　籍　韓国慶尚南道咸安郡北面長池里

住　居　下関市彦島老三町一七〇番地

韓国居留民団山口県本部総務部長

安田政道こと

安　商　道　大正一一年六月三日生

右に対する外国人登録法違反被告事件について、昭和三二年一〇月一四日広島高等裁判所の言渡した判決に対し原審弁護人馬渕正己から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人馬渕正己の上告趣意は、違憲をいうが、その実質は単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張を出でないものであつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない。（なお、外国人登録法一四条一項及び一八条一項八号の解釈につき原審のした判断は正当である。）

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三三年四月二四日

昭和三三年四月二四日決定　昭和三二年(あ)第二九九四号

昭和三二年四月二四日決定　昭和三二年(あ)第二九九四号

二

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官　入江俊郎

裁判官　斎藤悠輔

裁判官　下飯坂潤夫

昭和三二年(あ)第二九九四号

外国人登録法違反

被告人　安田政道こと　安　商　道

弁護人馬渕正己の上告趣意

一、原判決には憲法第三十一条に違反する違法がある。

第一審判決は被告人の所為を以て外国人登録法第十四条第一項及び第十八条第一項第八号に該当する犯罪行為であると認定するのであるが被告人の所為は右法条に該当する犯罪行為ではない。

何となれば同法第十四条第一項該当の行為は同法第十一条第二項の規定を承けて「外国人は前項の期間内に申請をなすべき義務を科しているのであるから同法第十一条第二項の申請をする場合に同法第十四条所掲の公簿に指紋を押なつすべき義務を規定しているものであるが同法第十一条第二項の規定は第一項の期間満了前三十日以内に……申請しなければならない。」とあつて三十日以内に申請行為をなし、且つ同法ら、右期間内に申請をなぜば良いとの趣旨であると解しなければならない。従つて右期間内に申請行為があり、其の際偶々押なつし第十四条第一項の押なつ行為を行えば良いのであるから、偶々右三十日の期間内に申請行為を附随する完全な申請行為があれば同法第十四条第一ない行為があつて再交付を拒否されたとするも、重ねて押なつ行為を項及び第十八条第一項第八号に該当する犯罪行為には当らないものと解しなければならぬ。

然るに第一審判決は被告人所持の外国人登録証明書の有効期間の満了時点を認定することなく右期間満了前に被告人の申請行為が押なつ行為を欠いでおつたからと云つて、其の不行為を以て直ちに同法第十八条第一項第八号に該当する犯罪行為であると認定したのは何等罪とならない行為に対して刑罰規定を適用したものであつて憲法第三十八条に違反する違法があるし、右違法を看過して被告人の控訴を棄却した第二審判決も破棄を免れないものである。

しかも第一審に現れた各証拠に照らすと被告人の申請の際には既に登録証明書の再交付が行われて居り、被告人自身も押なつ行為をなし、先に行つた申請手続を補完しているのであるから尚更である。

二、原判決には憲法第三十九条前段の規定に違反する違法がある。

被告人の司法警察員並びに検察官に対する供述調書（但し第一審判決はこれを証拠に引用しない。）及び第一審公廷における被告人の供述によると同法第十四条第一項所掲の公簿に指紋を押なつする行為が如何なる理由に因るものであるかを下関市役所彦島支所の吏員森川修一郎に対し詳細にこれを尋ねたのであるが、何等明らかな理由が説明されなかつたゝめ当初申請の際（昭和三十一年十一月六日午前十時二十分頃）には押なつ行為を拒んだものである。

かゝる場合には公機関の側に於て指紋押なつ行為の法目的延いては何故に押なつしない行為が処罰の対象となるかを説明すべき責任あるものと言わなくてはならない。にも拘らず通常人が普通納得する程度の説明すら行わないで被告人には押なつしない行為があつたから、押なつしない犯意があり、犯罪の成立に妨げないとの推論が許されるであろうか、「法の不知は恕せず」とは従来の判例ではあつても法の不知を容易に排除し得べき、また排除しなければならぬ責ある場合に敢て其の責を果たすことなく、果たされなかつたゝめに発生した結果の責は被告人にこれを負わすためのものではない。

右支所の吏員である証人森川修一郎の第一審の公廷に於ける証言「拒否した場合には裁判所に送られるが裁判の結果どうなるか判らない。」と述べているが、このような説明でもつて前記の責任が果たし得たものと言ひ得る筈がないし、更に同証言中に「安商道自身としては指紋押なつの意思は充分にあつたのですが……云々」と述べて居り、被告人の押なつの意思の存在をすらこれを肯定しているのであるから、被告人に犯意の成立を認定した第一審判決には憲法第三十九条に違反する違法があり、これを看過して被告人の控訴を棄却した第二審判決も破棄を免れない。

三、原判決には憲法第三十六条に違反する違法がある。

前掲各項の所論が容れられないとしても、被告人の第一審の第二回公判廷における供述によると、被告人は右申請手続の直後指紋押なつ行為を自発的に完了しており、これに反する事実を認むべき他の証拠が無い、因つて外国人登録法の庶機する法目的は十分に達せられて居り、且つ被告人の押なつしなかつた不作為も解消しているものであるから其の情状に於て洵に軽微な犯罪であるに拘らず、被告人の所為に対し懲役四月、執行猶予二年の科刑をした第一審判決は異民族に対する残虐感情を交えた重刑であつて憲法第三十六条に違反する違法がある。

以　上

昭和二九年(あ)第二三九〇号

判　決

本　籍　広島県高田郡井原村一四九三番地
住　居　広島市西蟹屋町八二五番地
会社重役　池田秀夫こと　明治三三年七月八日生　六七八

右の者に対する現住建造物等放火被告事件について、昭和二九年五月一四日広島高等裁判所の言渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので、当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

原判決を破棄する。

本件を広島高等裁判所に差し戻す。

理　由

弁護人白川彪夫、同吾野金一郎の上告趣意は末尾添付の書面記載のとおりである。

職権により調査するに、原審公判においては弁護人より、本件放火方法では独立燃焼は不可能であるとの主張に基づき、鑑定を含む数多の証拠調請求がなされたのであるが、原審はこれを却下して弁論を終結した。そして原判決は「弁護人の控訴趣意第二点及び被告人の控訴趣意（審理不尽、事実誤認）について」と題し、「原判決（一審判決）のような放火の手段

方法で果して独立燃焼が合理的に認められるか」という項において、「所論は、被告人の自白するような方法即ち原判示のような放火の手段方法では独立燃焼が合理的に認められないと主張する。しかし原審（一審）における受命裁判官の検証調書の記載（実験の結果）によれば、原判示のような放火の手段方法によつても独立燃焼を生ずることは合理的に考えてその可能性は十分認められるのであつて、所論のように不可能であるということはできない。たゞ右実験の結果は時間関係の点において原判示と多少不符合と思われる点がないでもないけれども、しかしそもそも燃焼及び発火に関する現象は所論も指摘するように、その時における温度、湿度、風力等の影響を受けることが大であつて、右の条件の異るに従い多少の変化のあるべきことはむしろ当然であるというべく、従つて右の時間の点のみを以て本件犯行を否定する根拠とは為し難いものといわねばならない。なお被告人が本件において使用したとされた蠟燭は長さ約九糎直径約〇、八糎のもの（証第一六号の二一本と同様のもの）であることは原判決の判示するとおりである。」と判示しているのである。

しかして、一審判決の認定するところによれば、被告人は「昭和二七年一月一一日午后四時頃より同三十分頃までの間に、右工場中二階の物置において、同室に積重ねてあつた深さ約五糎、縦約九〇糎横約六〇糎の杉板で作つた澱粉乾燥箱（証第十五号の同箱三個と同様のもの、以下同じ）二個を西側入口附近床板の上に重ねて敷き、その上に他の澱粉乾燥箱二個宛を重ねたものを両側から上部を合せて屋根型に立てかけた上、予め用意して来た長さ約九糎、直径約〇、八糎の蠟燭（証第十六号の蠟燭二一本と同様のもの、以下同じ）一本を取出して所携の燐寸で点火して前記下敷の乾燥箱の上に直立させ、他の一本の蠟燭の下端を右蠟燭の焔で熱して熔かしてその上に継足し、このようにして次々に一本宛合計五本の蠟燭を一本に継合せ、右一本になつた蠟燭が燃え尽きると下敷の乾燥箱から床板に燃え移るような装置にした上、右蠟燭に点火したため、右蠟燭から乾燥箱に燃え移つた火は同日午后九時前後に至り右物置の床板に燃え拡がり、因て現に人の住居に使用する……を全焼せしめて焼燬したものである。」というのであり、原判決摘示の一審における受命裁判官の検証調書の記載

によれば、昭和二七年一一月二六日午前一一時三六分前記一審判決認定の点火方法を実験したところ、室内温度摂氏一七度蠟燭に点火してから全部燃え尽すまで全くの無風状態で焔の動揺は認められず、所要時間三時間三二分、室内温度摂氏一九度で蠟燭五本が燃焼し尽したが、澱粉乾燥箱板面上に完全にその形態を失つた後も熔解した蠟が澱粉乾燥箱の松板に浸透した部分は尚燃え続け、七分燃えたのち完全に消火した。そして長さ約五、五糎、幅約二、五糎の長円形に澱粉乾燥箱を燻焼したのであるが、その炭化部分の深度はその中心部に於て〇、一糎程度であつた。その他に異常はなかつた。もつとも、長さ一一糎、直径九粍の蠟燭を用いた場合は、その焔の頂が暫く澱粉乾燥箱の屋根の裏面に達し白煙を生じ、最大径六糎、最小径四糎、深度二粍程度が炭化したのが認められた。又媒介物として調書用紙一枚を右蠟燭の底部に置いたところ、蠟燭が燃焼しその形態を失つてから、その焔は、該用紙に移り勢よく炎上すると共にその下部の松板の蠟の熔解浸透した部分に移り、焔を出して数分間燃え続けた、というのである。

してみると、右検証の結果によれば、原審の是認する一審認定の方法によるときは勿論、前記長さ一一糎の蠟燭を用いた場合及び媒介物を用いた場合においても、結局独立燃焼の結果を生じなかつたことは明らかである。しかるに原判決は、前記のようにこれをとつて、一審判示のような放火の手段方法によつても独立燃焼を生ずることは合理的に考えてその可能性は十分認められるとするのであるが、その合理的とする所以は必ずしも明らかでない。原判決は引続き前記時間関係の点について燃焼及び発火に関する現象が、その時における温度、湿度、風力等の影響を受けることが大であつて、右の条件の異るに従い多少の変化のあるべきことはむしろ当然であるとしているのであるが、そのようなことは具体的に如何なる温度、湿度、その他の条件が加わつたならば、右検証の結果にかかわらず独立燃焼が可能であるか、又その条件は本件において可能であつたかどうかということが証拠によつて確定されてはじめていい得ることであつて、この点について、何ら証拠に基ずいた説明を加えないで、ただちに、原判示のように抽象的に条件の如何によつては独立燃焼の可能性を肯定することは、

独断のそしりを免かれず原判決はこの点において審理不尽に基く理由不備の違法あるものというべきであり、しかも右違法は本件犯罪の成否に影響するところであるから、爾余の判断をまつまでもなく、刑訴四一一条一号により原判決は破棄を免かれない。

よつて同法四一三条本文に則り主文のとおり判決する。

この判決は裁判官全員一致の意見である。

検察官　安平政吉公判出席

昭和三三年四月二五日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　池田克

裁判官　河村大助

裁判官　奥野健一

昭和二九年(あ)第二三九〇号

弁護人白川彪夫、同吾野金一郎の上告趣意

被告人　池田六七八

右の者に対する放火被告事件につき第二審の広島高等裁判所は昭和二十九年五月十四日弁護人及び被告人の控訴を棄却したがその判決には次の通り憲法違反があり、又判決に影響を及ぼすべき違法があり、重大な事実誤認があり、刑の量定不当があつて、原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認められるから、これを破棄した上、差戻又は移送の判決を賜り度い。

第一点　原判決は控訴制度の精神を蹂躙し、従つて憲法三二条に違反している。

一、第一審判決が本件事案を有罪と認定するについての証拠は極めて薄弱で、到底犯罪事実を認定するに足りないのに、強いてこれを認定して有罪判決をしたこと、即ちその証拠の評価が経験則及び論理則に反することは、記録を閲読するのみにて極めて明白である。そこで被告人はこれを攻撃する控訴趣旨を申立てて控訴を提起し（控訴趣意書及び控訴趣意説明書参照）無罪を立証すべく証拠調を請求したのに（後出第三点参照）原審はこれを全部却下し直に審理を終結して第一審通りの判決をしたのは、被告人から憲法の保障した防禦権を奪つたものである。

二、憲法は民刑事の訴訟につき三審制度を認めている（憲七六条）。もともと裁判が裁判官という神ならぬ人間によつて行われるものであるため、その最善の努力にも拘わらず、誤判―それは事実の誤認に基くこともあろうし、法令の適用を誤ることもあろう―を絶無にすることができないことによりこれを救済するため上訴制度が必要となる。控訴審こそは、第一審の判決に対し法律点及び事実点にわたつて事後審査を行う審級である。

わが現行刑訴法における控訴審が旧法の如き完全な覆審によらず第一審に重点をおいてその当否を批判是正するとこ

ろの事後審主義によつているとはいえ、しかもそれは第一審判決の事実認定を一定の制約された資料で批判されるものであるとはいえ、ともかく法律点に限らず事実点をも広く審査することとなつている。故に多少の特則が行われることはあるが概ね第一審の公判に関する規定が準用されている（刑訴四〇四条）。故に控訴審は控訴趣意の指摘するところに従つて第一審判決の当否を批判し、これを否とする疑があるにおいては、換言すれば第一審判決の正当性を疑うに足りる理由があるとき、被告人又は検察官から証拠調の請求があるにおいては、その請求を許容して証拠調を行い実体真実の発見に努むべきである。これこそ控訴制度を定めた法の趣旨にそうと共に被告人を初め広く国民をして納得させ、裁判に対する信頼を厚くさせる所以に外ならない。然るに原審は被告人のした証拠調の請求を全部却下し、法廷における審理らしきものは毫も行わず、漫然第一審通りの判決をしたのは形式上はともかく、実質的には被告人から控訴審の審理裁判を受ける権利を奪つたものに外ならないから、上訴制度を定めた憲法の精神を蹂躙して顧みないもので、原判決は憲法三二条に違反しているから破棄されねばならない。

第二点　原判決は徒らに審理の促進のみを目的として、被告人をして、適正な裁判を受ける権利を奪つたもので憲法三二条に違反している。

最近上訴事件数の増加と処理の遅滞に関して裁判所の機構改革の問題が実務家及び学者の間で論議されているが、このことは本件の処理につき留意すべきものがあると思われる。元来事件数の増加は人口の自然増加に伴う必然の結果であり、殊に近時複雑尨大な事件が続発する傾向にあるのであるから、これに対処するためには人員増加等により裁判機構の改革強化を図ることが国民一般からの要望されるところである。

訴訟の迅速処理は往々にして不適正な裁判を招くことがある。これは正義の顕現を目的とする司法の使命に背くものである。最近処刑されるまでの日数をかせぐための濫上訴が可成存在することは否定できないが、濫上訴でない事件も多数

存在するのであるから、濫上訴であるかどうかを十分に検討し濫上訴と認められないものは―特に放火とか殺人の如き重罪事件については―徒らに迅速処理の声に惑わされず期日を重ね飽迄十分な審理がなされねばならない。この点の十分な検討を怠り一率に簡単迅速に処理すると見られるが如きことがあるとすれば、それは司法に対する国民の信頼を失わせるものであつて決して司法の威信を維持するものではない。

本件においては控訴趣意書、上申書、追上申書、証拠調請求書及び弁論再開申請書と記録とを厳密に対照し御検討を戴き被告人の納得のゆく審理裁判を賜り度い。

第三点　原判決は被告人の証拠調請求を全部却下し全然証拠調を行わないでなされ、憲法三七条二項に違反している。

憲法三七条二項は「刑事被告人はすべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。」と定めている。これを同条一項が「すべて刑事事件においては、被告人は公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。」と定め、又三八条の「何人も自己に不利益な供述を強要されない。」と対照すれば、憲法は何人も証拠によつて有罪であることが証明されなければ刑罰を科せられないこと、しかも被告人の人権を保護するため必要な証拠調の行われることが国民の権利として保障されていることが知られる。即ち被告人の自白を待つてそれを有罪の証拠とするために不利益な供述を強制するようなことがあつては、真実に反する自白が証拠とされて有罪の裁判を言渡される恐れがあるのでこれを禁止し、進んですべての証人に対して審問の機会を十分に与えられる権利を保障し被告人が自己の無罪又は主張されているより有利な事情にあることについて証人を以て証明する機会が十分与えられるべきものとするのである。これは証拠によつて裁判されるべきものである以上、当然のことであつて、被告人からの立証を検察官からの立証と同等に取扱うのでなければ、証拠裁判とは名ばかりであつて片言を聴いて獄を断ずるに帰するからである。

証人に対して審問する機会を十分与えるとは、被告人から証人尋問を初め広く証拠調の請求があつたときは刑訴法の規定に従い適正にこれを処理することを意味するものといわねばならぬ。

いわゆる証拠裁判主義は、当事者の請求した証拠の取扱を重視して処理に一定の制約を設けること、即ち実体真実発見のため能う限り証拠調をすることを要請するものであり、これを認容して証拠調をすることこそ憲法、刑訴法の精神に従うものである。被告人は証人尋問その他の証拠調を請求をしたければせよ、それから先きそれがいかようになろうとも被告人の関しないところである。裁判所がそれをそのままに放置しても異議を申すべき筋合でないというのであつては、十分な機会を与えたものとはならないのみでなく到底憲法三八条二項の実効を期し得ない。故にこの要請に応ずることは法の尊厳の維持、即ち正義の要求であつて被告人からの証拠調の請求があれば慎重に審理してその処置をしてこそ憲法、刑訴法の精神が活きるのである。

本件控訴審においては、次の如く被告人からの証拠調請求が全部却下されている。

一、証人八名の尋問請求却下

弁護人は第二審において本件を認定するにつき重大な関係のある証人として更に取調の必要な理由を具申した上、梅原朝吉、小倉国一、橋川柳一、河村トシエ、井上秀夫、藤田誠、宇治斌及び富島昭海の八名の尋問を請求したが（昭和二九年三月二六日附証拠調請求書参照）いずれも却下された。この八名の中、富島昭海を除く他の七名はいずれも第一審の広島地方裁判所において証人として尋問されたものであるが、これらの証言は控訴趣意書、第一審に提出した被告人の上申書及び追上申書に詳細に指摘した通りその内容の重要部分において矛盾していずれも要を尽さなかつたため重要部分を明白にさせる必要上更に詳細な尋問を請求したものである。このような場合、真実発見に忠実ならば徒らに瞥見した外観にとらわれず又予断に駆られることなく煩をいとわず、尋問の機会を恵むべきである。がくてこそ初めて被

告人を満足させ司法の威信を高める所以であるのに、これらの請求に一顧も与えずすべて却下したのは真に承服し難いところである。殊に富島昭海は第一審の広島地方裁判所で証人として取調なきは勿論警察署及び検察庁においても取調が全然なされなかつたものであるが、同人は僧侶の職にあつて信用があり、同人を尋問するにおいては何故被告人が放火に時間を稼ぐため継合せた蠟燭を使用したと供述するに至つたか、その理由が判明し、延いては被告人の自白した放火方法が特異なものであるから自白に真実性があるとの第二審の認定は容易に覆えされるべき運命にあつた程被告人に有利な新証拠であつた。弁護人はこれらの理由を具申して尋問を請求したのであるが、一応は同人の尋問を許容すべきものといわねばならぬ。然るにこれら新証拠の取調請求をも却下がなされた場合には、一応は同人の尋問を許容すべきものといわねばならぬ。

二、新な証拠発見に基く証人五名の尋問請求却下

弁護人は第二審の審理終結後判決言渡前、私立探偵社をして新証拠取集に努力させた結果、発火場所が被告人の自白による放火場所と異なる他の場所であることを探知したので、第二審に対し弁論の再開を求めると同時に証人として梅原朝吉、小倉国一、三上フヂエ、三上一幸及び後藤みちえの五名の尋問を請求したが（昭和二十九年五月十一日附弁論再開申請参照）これ亦いずれも採用されるに至らなかつたのである。梅原朝吉及び小倉国一は前述した如く第一審の広島地方裁判所において証人として尋問されているが、他の三名は第一審は固より警察署及び検察庁においても全然取調がなされなかつたのである。又梅原朝吉及び小倉国一の第一審の証言が不十分であることは前述した通りであるが、私立探偵社が探査の結果、前示の如き重大な新事実を発見したのであるから、この両名の尋問価値は更に倍加したのみならず、他の三名は全くの新証人であるから、被告人に有利な新証拠として一応は尋問を許容するのが当然である。然るにこの重要な新証拠発見に基く取調をも許容しなかつたのは前示八名中富島昭海を除く他の七名の尋問請求を却下した

のと到底同日の比ではなく全く被告人の利益を侵害し被告人に対し憲法の保障した防禦権を奪つたものである。固より憲法三七条二項の趣旨とするところは、弁護人の請求した証人は如何なる証人も必ず全部尋問することを要するとの趣旨ではなからうが、苟も第一審において取調が不十分であつて事実認定に直接重大な関係をもつ場合又は新証拠の発見に基きこれに関する証人の尋問を請求した場合においては当然これを許容せねばならぬ趣旨と解せねばならぬ。若し然らずとせば、被告人及び弁護人の請求した証人は如何に有利な証拠であつても裁判所の見解如何ではすべて却下することも可なりとの結論に到達することになるがそれでは憲法三七条二項は適用の余地がなくなつて空文に帰する結果となり、被告人に対する保障は無意味に終るのである。然し固より空文でないこと勿論であるから、右法条は本件の如き理由に基く請求に対して、被告人の防禦権を保障したものであり、これをも却下することが許されるとの精神でないことが明白である。従つて第二審の右却下は全く憲法に違反した措置といわねばならぬ。

三、鑑定請求却下

憲法三七条二項は証人に関し規定しているが、この規定の趣旨は、鑑定証人及び鑑定人をも含む趣旨と解さねば論理が一貫せぬ。元来右法条は被告人の利益を十分考慮し満足するに足りる防禦方法を講ずることを許容した規定であるが苟くも被告人の利益を考慮する場合において専門知識で判断する要があるときは、鑑定人の力を借りることを要するのは勿論であつてこのことは証人と実質上異るところはないのである。そこで裁判所は専門知識がなければ判断のできぬ事項につきその助を借りず独断で事実を認定することは適正を欠き許さるべきではないが、若し裁判官が専門知識をもたなければ判断し得ない事項を軽卒にも専門知識なくして判断し得るものと誤信して判断したとすれば、仮りに結論が偶々合致したとしても到底是認されるべきではなく、飽迄専門知識の助を借り然る上これに基き適正な判断をすべきである。ところが本件においては被告人の自白による放火方法では、独立燃焼が合理的に認められず、又蠟燭に点火した

とする時刻と発火した時刻とが物理上符合せぬことは、控訴趣意書第二点二、三に詳述した通りであるからこのような場合には、被告人の自白による放火方法が是認できるかどうかにつき専門知識をもつ者をして鑑定させ、これを基礎として判断することを要するのは当然である。然るに自白による放火方法を合理的に是認できるものと認定し、鑑定の請求を却下した第二審の措置は明かに不当であり憲法三七条二項に違反するものといわねばならぬ。叙上の通り被告人が重要にして且つ被告人の主張する犯罪事実の否認そのものを立証しようとする証人尋問、鑑定等の証拠調を請求したに拘わらず、控訴審が全部これを却下し審理を終結したのは、憲法三七条二項に違反したものであるから破棄を免れない。

第四点　原判決は被告人が警察署において強要されてした不利益な供述（自白）を基礎とし、これを最も有力な資料として犯罪事実を認定したもので、憲法三八条一、二項に違反している。

憲法三八条一項は「何人も自己に不利益な供述を強要されない」と明らかにしている。これは自白が被告人の自由意思によつてされるのは格別、警察官、検察官又は裁判所から強要され脅迫等を指称するものと解されているが、若しこのような手段によつて自白させたときには、右法条に違反することが明白である。被告人の自白は控訴趣意書第二点六で詳細に指摘した通り全く警察官の強要の結果生れるに至つたものである。殊に被告人自から記載した告白書のような陳述書も形式上は、自由意思によつて記載されたように見えるが、実は警察署に拘束中右の如き圧力の下で警察官の指揮に従い余儀なく作成させられたものであり、自由な立場で自発的に作成したものと同一視することはできず全く任意性はないのである。然るに第二審は形式的な警察官二名の第一審の証言のみを丸呑みとして簡単に軽信し任意性を欠くものとは認められないと認めているが、これは明かに真相の究明を怠つたものである。又第二審は被告人が第一審で捜査官から無理な取調は受けなかつたと供述した点を捉え強要の事実なしと認めてい

るが被告人は無理な取調とは暴行による取調の意味に解したのであつて、その他の強制等の意味には理解していなかつたのである。このことは被告人が第一審で警察官から脅迫された事情を聞いた言葉のまま具体的に説明して供述している事実に徴して明かである。然るに第二審がこの供述を看過し無理な取調を受けなかつたという供述を捨い強要の事実なしと認めたのは偏見でないとしても、軽卒のそしりを免れない。思うに刑訴法に命ずるように黙秘権を告げ任意の自白を待つことは多くの場合甚だ困難であつて、軽い程度の誘導は実務上やむを得ないものと思うが、強制の手段を用うることは断じて許さるべきものではなく憲法三八条一項は実にこの点を明言したものであつて、本件は右法条に違反するものである。又強制等による自白はこれを証拠とすることができないことは憲法三八条二項の明かにするところである。

本件第一審判決は被告人の司法警察員に対する供述調書を断罪の最も有力な資料としているが、この調書は被告人に対する只一つの自白調書である。然るに被告人は検察庁、公判廷において終始一貫して犯行を否認しその自白をした原因につき警察署において強制、脅迫を受けたためであると次のように述べている。

被告人は警察の取調の際係官から「お前が自白しようがすまいが、どうしても検察庁に送る。そうなつたらお前も知つとるよう検事には栗検さんがおり栗検さんはのし上げるような大男でお前なんかぶちなぐられたり、ふんづけられたり、けりあげられたりむごい目にあやあがる。（中略）お前が自白しようがすまいが、検察庁ではすぐ起訴してしまう。自白せんと保釈もしてもらえんぞ。保釈にならなんだら家の者が困るだらう。それより保釈で出てから家からゆるゆる公判を受けた方がお前も得だろう。（中略）お前は奥谷を駅まで送つて行つてから大洲まで走つて行つて火をつけたんだろうから家内も共犯でしよつ引くぞ」といわれたので当時家内は八ヵ月の身重で四つと二つになる子供も居ることですから、家内まで共犯とみられて引つ張られたら後が大変だからこれは自分一人が犠牲にならうと考えて自分がやつたと自白したのです（以上第十回公判調書より）自白せねば半年や一年ではすまぬことになる、早く自白した方がよいといわれたのです

（以上第十三回公判調書より）。

このような経過においては、被告人の自白、警察署における強制及び脅迫がなお継続している状態においてなされたものと推定すべきものであるから、前示警察員に対する被告人の供述調書はこれを断罪の資料に供すべき筋合ではないのに拘わらず第一審がたやすく右調書をその他の証拠と綜合して本件犯罪事実を認定しているのは違法である。少くとも原審ではその自白が任意にされたものであることを他の証拠によつて判断した後でなければこれを罪証に供すべきでないと信ずるのであるが、原判決がこの判断をしないでこれを断罪の資料とした第一審判決を認容したことは違法である。

証拠の判断は自由な心証により、証拠の取捨選択は事実審の専権に属するものではあるが、いわゆる自由心証主義は形式的な法律的拘束から自由であることを意味するに止まり、決して裁判官の恣意を許すものではない。証拠の評価は全体として経験則と論理則とに従つて行われることを要し、この意味において自由心証主義は合理的心証主義でなければならない。第一審が前記被告人の供述調書を断罪の主な資料として用いたことは経験則と論理則とを無視したもので違法に外ならないからこれを認容した原判決は到底破棄を免れない。

第五点　原判決には判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があつて著しく正義に反するもので刑訴法四一一条の違反がある。

第一審判決で被告人が判示の如き動機、方法で放火した事実を認定するため被告人を初め証人の尋問、拙劣づさんな検証の結果を以つて証拠としているが、これらの証拠によつては判示事実を認定することはできない。従つて放火の認定につき証拠を欠くこととなるから有罪判決をしたことについては推測不能の判断を示したこととなり事実認定は何等明確な証拠に基かない違法がある。即ち被告人の供述による放火の方法では独立燃焼が合理的に認められないし、蠟燭に点火したとされる時刻と発火した時刻とが物理的に符合しない。又証人等の供述からは「だろう」乃至「であるかもしれな

い」程度以上には放火の事実を判断できない。

証拠の判断についての自由心証主義は証拠の評価が裁判官の勝手にまかされるものではなく、それは飽迄も経験則と論理則とに従わねばならない。しかるに前述の証拠によつて判示の犯罪事実を認定することは経験則と論理則とに違反するところで、これらが結局、判決に影響を及ぼすべき重大な事実誤認の結果に陥らしめているものであつて原判決を破棄しなければ著しく正義に反するものと思料する。

第六点　原判決は刑の量定が著しく不当で著しく正義に反するから刑訴法四一一条の違反がある。

今、仮りに百歩を譲り本件が有罪とするも被告人には前科がなく、その初老ともいうべき年令（明治三三年生）家庭の状況（妻と当七年、五年、二年、の三児）に照して再犯の虞れのないこと、被告人が仮りに長期間服役するにおいては妻は幼児を擁して生活苦に陥ること必定という情状に照せば懲役八年は他の同種事犯の科刑に比し余りにも酷に失しこれを破棄して軽減しなければ著しく正義に反するものと認められるから刑訴法四一一条に則り破棄の上寛大な判決を賜り度い。

以上

昭和三〇年(あ)第一四七九号

判決

本籍　岩手県和気郡岩崎村大字岩崎第三二地割三七番地

住居　盛岡市天神町一二番地

土木請負業

千田長蔵

明治一七年一一月三〇日生

右入札妨害被告事件について昭和三〇年四月二八日仙台高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

弁護人佐藤邦雄の上告趣意について。

所論は、刑法九六条ノ三にいう公の「入札」であるためには、入札を求める施行者の行為が契約の申込で、最低価格で入札する行為が契約の承諾となり、そこに当然契約が成立するごときものを指称するのである。本件のように、施行者が見積書の提出を求める行為が契約の申込であり、施行者は右見積書の提出によつてなんら法律上の拘束を受けず、何人と契約を締結するか、或は何人とも契約を締結しないかの自由を有するごときばあいは、同条の「入札」に当らない。本件の請負契約方式は随意契約であつて競争入札ではないから、本件被告人らの所為は

同条の談合罪を構成しないものである、というにある。

職権をもつて調査するに、原判示によれば、岩手県土木部においては本件当時、所管の土木工事の請負契約を締結するにあたり、会計法、予算決算及び会計令、旧道路工事執行令或いは地方自治法、同法施行令に基く岩手県規則等所定の一般競争入札若しくは指名競争入札又は随意契約の方式によることなく、岩手県土木部の内規によりいわゆる「価格申告制」或いは「見積による随意契約」なる契約方式が採られていたもので、本件道路工事の請負契約も右後者の方式によつたものであること、その内容は原判決が詳細に説示するところであり、要するに前掲会計法規上の指名競争入札に類似するもので、異るところは、施行者において落札者を決定するに当り、競争入札に付した事項（価格その他）について入札者が入札施行者に最も有利な条件を申し出ることが契約締結の唯一の要素ではなく、重要な要素でありこれに他の条件をも参酌することができるとする点にある。しかして、刑法九六条ノ三にいう公の入札は、入札施行者たる国または地方公共団体において、自己に有利な契約内容を見出すため入札者をして自由競争をさせる契約締結の方法であつて、契約の内容たるべき事項のうち競争に付する事項（価格その他）については、入札者が互に他の入札者の申し出る内容を知らないで自己の申出を行うことを要し且つ施行者において落札者を決定するに当つては、入札の結果入札施行者に最も有利な条件（価格のみが競争の対象であるときは最低価格）を申し出たことを契約締結の唯一の要素とする場合に限定すべきではなく、そのことを重要の要素としつつこれにその他の条件を加味して落札者を決定することができる場合も、前記競争入札の実質を保有するものであるから、同条にいう公の入札に当るものと解すべきである。けだし後者の場合にも施行者は自己に有利な条件で契約を締結する利点を有するものであり、又入札者は自己に契約を獲得するためにその条件につき入札者間において競争するを常とするからである。従つて原判決が、本件当初の見積による随意契約の方式をもつて、指名競争入札の実質を具備するものと判断したことは正当であつて、これを所論のように単なる随意契約であると認めることはできない。

しかして、刑法九六条ノ三所定の談合罪は、公の競売又は入札において「公正ナル価格ヲ害シ又ハ不正ノ利益ヲ得ル目的」で競争者が互に通謀して或る特定の者をして契約者たらしめるため、他の者は一定の価格以下又は以上に入札しないことを協定することによつて直ちに成立するのであり、それ以上その協定に従つて行動されたことを必要とするものではない（昭和二八年(あ)第一一七一号、同年一二月一〇日第一小法廷決定、集七巻一二号二四一八頁参照）。されば、本件第一、二回の入札において入札価格が予定価格を超過したため不調となり、後に単なる随意契約に変更せられたことは、なんら本件犯罪の成否に影響を及ぼすものではない。論旨は採るをえない。

よつて刑訴四一四条、三九六条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

検察官　高橋一郎出席

昭和三三年四月二五日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　河村大助

裁判官　奥野健一

弁護人佐藤邦雄の上告趣意

右入札妨害被告事件について、別紙の通り上告趣意書を提出致します。

第一点　原判決は法律の解釈を誤つた違法があるので破棄せらるべきものと思料致します。

原判決は、その理由の部に於て

弁護人佐藤邦雄の陳述した控訴趣意は、記録に編綴の同弁護人名義の控訴趣意書の記載と同じであるから、これを引用する。

控訴趣意第一点について。

刑法第九十六条ノ三第二項の談合罪は同条項所定の目的を以て公の機関の行う競売又は入札の適正なる執行を妨害する虞のある協定をなすことによつて成立し、その趣旨は競売及び入札制度による公正なる価格形成を妨害する虞のある談合を排して、競売又は入札における自由競争により競売又は入札施行者たる国又は公共団体のために利益ある価格による契約締結を求めるにあるのである。しかして、入札とは契約の締結に当り一方の当事者たらんとする者（入札施行者）が自己にとつて比較的最有利な契約内容を見出すため、相手方たるべき者（入札者）をして自己競争をさせる方法であつて、契約の内容たるべき事項のうち競争の対象たる部分（価格その他）につき入札者が互に他の入札者の申出である内容を知らないで自己の申出を行うことが要件であつて、それがためその申出は文書（札）に記載しこれを入札施行者に提出するという方法をとり、入札施行者はその文書の開披（開札）を入札者一同の面前で行うものである。右の結果、入札施行者にとつて最有利な条件（価格のみが競争の対象で入札施行者がそれを支払うべきこととなる契約の場合

被告人千田長蔵

は最低価格）を申出でた者と入札施行者との間に当然に契約の成立を見る趣旨で行われる場合もあるが、そうではなく入札施行者においてその競争の結果とその他の条件とを総合して契約の相手方を選定してこれと契約を締結する趣旨で行われる場合もある。しかるに、入札と対比せられる随意契約の場合には右の如き自由競争によることを要せず、契約の相手方たらんとする者（入札の場合の入札者に該当する者）が数名あつて事実上競争が行われることがあつても、その競争の結果如何に拘らずに相手方の選択を行い、又その競争が競争者において互に他の者の申出でる契約の内容を知らないですることを要しないのである。また入札は入札を求める行為（公告、広告、入札指名者に対する通知等）が契約の申込であり、入札が承諾である趣旨で行われることもあるが、そうではなくて入札を求める行為は申込の誘引であり入札が申込である趣旨で行われることもあるのであつて、これらの点の差異によつてその契約締結の方式が入札であると否とが決せられるものではない。尤も、会計法、予算決算及び会計令又は旧道路工事執行令による入札においては入札を求める行為は契約の申込であり入札は承諾であると認められるが、公共団体の行う契約の締結でも、右法令の規定する入札の方式によらないものである場合には、必ずしも右法令による場合と同様に入札を求める行為を契約の申込とし入札を以て承諾とすることはできない。

と述べているのであります。

しかしながら、会計法（昭和二二年法律第三五号）第二九条、予算決算及び会計令（昭和二二年四月勅令一六五号）第八三条、地方自治法（昭和二二年四月法律第六七号）第二四三条、道路工事執行令（大正九年一一月八日内務省令第三六号―昭和二六年一二月二九日建設省令第三六号により一部改正）第十一条、岩手県会計規則第一条、第百三十八条第二項（岩手県会計規則は別紙添付）によれば、岩手県に於て執行する土木請負工事の競争入札は、入札を求める行為が契約の申込で、入札が契約の承諾に外ならないのであります。

換言すれば最低価格を以て落札価格とせられるのであります。公の競争入札に於ては、入札を求める行為が契約の申込で、最低価格の入札者が当然落札者となつて契約が成立する為めに、刑法第九十六条ノ三の規定を設ける必要があつたのであります。

然るに本件のように、注文者の札（見積書）を求める行為が、申込の誘引であつて、注文者は見積書の提出（申込）によつて何等法律上の拘束を受けず何人と契約を締結するか、或は何人とも契約を締結しないかの自由を有する場合に於て、之を刑法第九十六条ノ三に所謂「入札」とは解し得ないと思うのであります。詳細なる弁護人の主張は控訴趣意書第一点に述べてありますので、これを引用しますが、要するに本件は随意契約であつて、之を「競争入札」と解すべきでないと信ずるのであります。そして右は事実の認定の問題ではなく、法律の解釈の問題であります。

結局原判決は、前記の如く刑法第九十六条ノ三の「入札」の意義を誤り、その誤つた解釈を前提として、本件を公の競争入札と認めた違法があるので、原判決の破棄を求める次第であります。

〔添付　岩手県会計規則、控訴趣意書抜萃省略〕

以　上

被告人　千田長蔵

検察官検事高橋一郎の答弁書

上告人千田長蔵弁護人佐藤邦雄の上告趣意書の要旨は、

刑法第九六条ノ三の規定にいわゆる入札とは、入札を求める行為が契約の申込で、最低価格の入札者が当然落札者となつて契約が成立するような入札をいい、入札（または見積書の提出）を求める行為は申込の誘引に過ぎず、入札（または見積書の提出）が申込であつて、注文者はこれによつて何ら法律上の拘束を受けず、何人と契約を締結するか、または何人とも契約を締結しないかの自由を有する場合においては、このような入札は刑法第九六条ノ三にいわゆる入札には当らない。しかるに本件山伏峠道路工事の請負契約は、地方自治法第二四三条ないし道路工事執行令第一一条にいう競争入札によらずして、岩手県土木部の方針により、随意契約にあたつて見積書を徴したに過ぎないのであつて、注文者は見積書の提出によつて何らの拘束を受けることもないのであるから、このような契約をもつて刑法第九六条ノ三にいわゆる入札にあたるとした原判決は、法律の解釈を誤つた違法があるので破棄せらるべきものである。

というにある。

よつて案ずるに、

一、刑法第九六条ノ三にいわゆる入札とは、入札を求める行為が契約の申込で、最低価格の入札者が当然落札者となつて契約が成立するような入札のみをいい、入札を求める行為は申込の誘引に過ぎず、入札が申込であつて、入札によつて直ちに契約が成立するのでない場合は含まない、と解するのは当らない。

これはまず文理上かく解することはできないのであつて、むしろ一般に入札といえば、入札を求める行為は、申込とみ

らるべきではなくて申込の誘引とみらるべきことが多いのである。そして競争者の側からする入札が申込たる性質を有し、これに対して落札によつて承諾がなされ、そこで契約が成立するとみなければならぬ。けだし、入札を求める行為をした者は、相互の間では入札の内容を知り得ないところの競争者の中について、信用、経験、人物など色々の事情を考慮した上で、誰に落札するかを決定するだけの余地を残しているのが普通であつて、入札の内容が最も有利であるということだけで当然に拘束されるものと解するを得ない場合が多いからである。

もつとも右は入札一般に関してであつて、刑法第九六条ノ三にいわゆる「公ノ入札」についてはどうであろうか。なるほど国または地方公共団体の行う入札については、会計法第二九条、予算決算及び会計令、地方自治法第二四三条ないし旧道路工事執行令等に詳細な規定があり、この場合の入札の公告は、申込たる性質を有しているとみるべきであろう。しかしこれは、そうみるべき場合が多いというに過ぎないのであつて、これが「公ノ入札」たるの要件であるとは解しがたい。例えば、旧道路工事執行令第一一条第一項は、「入札人中予定価格以内ニシテ予定価格ノ十分ノ八ヨリ三分ノ二ノ範囲内ニ於テ道路管理者ノ定ムル制限価格ヲ下ラサル最低価格ノ入札ヲ為シタル者ヲ以テ落札人トス但シ設計附入札ニ在リテハ設計及入札金額ニ依リ落札人ヲ定ム」としているのであるが、この設計附入札においては、設計の当否は当然注文者の判断にまたなければならず、従つて改めて注文者が意思表示をするのでなければ契約が成立しないのであるから、この場合の入札は契約の申込に過ぎず、入札を求める行為は申込の誘引に過ぎないものであるところ、これもまた「公ノ入札」の一つであつて、これより除外するという根拠はどこにもないのである。

また、刑法第九六条ノ三の立法の経過に徴しても、入札を求める行為が契約の申込でなければならぬという解釈は成り立たない。すなわち本条立案の趣旨は、「今回ノ改正ハ、刑法改正調査委員会ニ於テ作レマシタ所ノ改正刑法仮案ノ内カラ、現在ノ情勢ニ鑑ミ最モ必要ナル部分ノミヲ抜出シ、一部改正ノ形ヲ以テ本案ヲ提出シタ次第デアリマス。」と説明

されており、改正刑法仮案第四一六条は、「偽計若ハ威力ヲ用ヒ又ハ談合其ノ他ノ方法ヲ以テ競売又ハ入札ノ公正ヲ害シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ五千円以下ノ罰金ニ処ス」として、公私を問わず入札一般について適用あるものとしているから、特に入札を求める行為が契約の申込であるような入札に限つて問題とするという趣旨はどこにもないのであつて、対象となる入札を「公ノ入札」に限つたのは、当時の情勢に照らしてもつとも必要とされたからに過ぎないのである。

二、つぎに、弁護人は、本件山伏峠道路工事の請負契約は、随意契約にあたつて見積書を徴したに過ぎないのであつて、注文者は見積書の提出によつて何ら法律上の拘束を受けることもないものであるというが、これは当らないのであつて、本件契約締結方法は、当時の岩手県土木部の方針により、道路工事執行令等にいわゆる競争入札の方法を改善しようとしたものであり、依然として入札の本質を有するものと認めるのを相当とする。

岩手県土木部においては、原判決認定のごとく、本件当時以前から所管の土木工事請負契約の締結には、会計法、予算決算及び会計令、道路工事執行令等に所定の一般競争入札、指名競争入札によらず、もつぱら同部の内規たるいわゆる「価格申告制」または「見積による随意契約」なる方式によつていたもので、本件山伏峠道路工事の請負契約もこの「見積による随意契約」の方式によるものとして見積書の提出が行われたものである。ところでこの「価格申告制」または「見積による随意契約」は、第一審証人中谷徳次郎の証言のように、「これを設けた趣旨は現在の土木部長の考えによつて始めたもので、いたずらな価格の競争や悪質な談合を防ぐためと、これに関連して役人の贈収賄を防止する考えからです。」という趣旨で定められ、また第一審証人立谷重雄の証言が「県では私が着任頃から価格申告制でやることになりましたが、前には道路工事執行令によつてやつていました。」というように、旧道路工事執行令による競争入札に代つて行われるようになつたもので、道路工事執行令による競争入札を排除し、同令に定むる単純な随意契約を選んだというのとは、全く事情を異にし、むしろ右競争入札の方法に若干の工夫を加えたものと認められるのである。

それではいかなる点に工夫を加えたかをみるに、第一に、予め土木請負業者につき法人税または所得税の納税済額によつて三等級に分け、各等級につきその請負い得る価格の限度額を定めて指名しておき（昭和二八年度A級限度額五〇万円未満二五九名、B級三五〇万円未満一五二名、C級三五〇万円以上八三名）、工事を施行しようとするときは、工事設計額に応じてこれに該当する限度額の等級の業者全部を指名参加させて入札（いわゆる価格申告ないし見積書の提出）をさせる。これは、従来の無制限一般競争入札と指名競争入札とを折衷したものというべく、一般競争入札のように工事施行能力のないことが始めから解つている者まで多数参加する弊を除くとともに、指名競争入札のように、比較的少数の者が指名されるので、贈賄までして指名されることを争い、また少数者の間で談合がしやすいというような弊害を除こうとするのである。この点は、建設業法に基く中央建設業審議会の昭和二五年九月一三日付「建設工事の入札制度の合理化対策について」と題する政府に対する答申（昭和三一年一二月七日まで数回改正のもの）が、「建設業の公共性並びに工事の特殊性に鑑みるとき建設工事の入札については建設業者の信用、技術、施行能力等を特に重視すると共に、併せて公正自由な競争を図らなければならない。かかる観点に立つとき建設工事については制限付の一般競争入札と指名競争入札とを併用し、入札について合理的な規準を設ける必要があると考えられる。」とし、制限付一般競争入札は事前の資格審査により定められた当該等級該当業者による競争入札の方法によるものとしているのに該当するのである。

工夫の第二は原審証人立谷重雄の証言に、「（見積書を出させてから、）私の方で予定価格を定めてあるので、その範囲内で適正価格と思われる見積書を出したものと契約をします。……（適正価格かどうかはどういう点で検討するのか、）それは工事内容を正当にやり得るかどうかを見るのです。……（予定価格に達しないいわゆる適正価格の者が何人もいる場合は、）その中の一番低いものとか信用あつて確実なものを選むことになります。……（その選択は誰がするのか、）土木事務所長です。……（見積による随意契約と価格申告制はどこが違うのか、）価格申告の場合は土木事務所長が単独で

決めず委員会を開いて適正価格を決めることになります。」とあるように、一つには、価格につき単純に最低価格を追及するのではなく、予定価格範囲内において、当該工事を施行するための適正価格という考え方を導き入れたことであり、二つには、価格の外に入札者の当該工事施行能力等をも条件として考慮しようとすることである。

ところで価格につき単純に最低価格を追及するのではなく、いわゆる適正価格を標準とするという考え方は入札の本質を変えるものではない。単純な最低価格落札主義が「安かろう悪かろう」等いわゆる入札ダンピングの弊害を生むことにかんがみ、入札制度においていわゆる制限価格を定むることは従来から行われていることであつて、例えば大正九年内務省令第三六号道路工事執行令は、その第一一条に、「入札人中予定価格以内ニシテ予定価格ノ三分ノ二ヲ下ラサル最低価格ノ入札ヲ為シタル者ヲ以テ落札人トス」と定めており、しかもこの制限価格は漸次高額となりかつ注文者側の自由裁量の幅を認めるようになつてきたのであつて、現に右道路工事執行令第一一条が、昭和二六年建設省令第三六号をもつて、「入札人中予定価格以内ニシテ予定価格ノ十分ノ八ヨリ三分ノ二ノ範囲内ニ於テ道路管理者ノ定ムル制限価格ヲ下ラサル最低価格ノ入札ヲ為シタル者ヲ以テ落札人トス」と改正されている。また、前述中央建設業審議会の答申が、「現在における入札ダンピング状況に鑑みるとき建設工事の適正な施行を確保すると共に建設業全般の健全な発達を図るためには暫定対策として落札価格の制限をなすことは不可欠であると考えられる。よつて左の如き方法によることが適当である。入札価格が発注者の定めた予定価格について一定率未満の価格（例えば予定価格から固定費と利潤を減じた額未満）の価格の場合はその入札は採用しないものとする。」としているのである。そうして岩手県土木部の方針は、この考えに沿うものであつて、しかもなお具体的な自由競争による入札価格中予定価格範囲内のものについて適正価格を求めようとするところに入札の本質を存するのである。

つぎに、入札者の具体的工事施行能力をも条件として考慮しようとするのは、少数者の指名入札によらず、形式的資格

審査による等級別のある等級全部の業者を参加させるという比較的多数者の入札による場合は、当然必要とされることであつて、これは価格を重視する入札制度におけるむしろ附随的な条件と認めるのを相当とする。これはもつぱら価格を条件とする場合のように一見明瞭な数量的基準によつて落札者を決定するのではない点において従来の競争入札と異るのであるが、しかもなお予定価格内の入札者について附随的に価格以外の条件を考慮しようとする点において従来の競争入札と同様、注文者に対する拘束力を有するのである。従つてその実質は、原審証人立谷重雄の証言にあるように、「指名競争入札では一番安い価格を申出た者と決つているが、（見積による）随意契約の方は適正価格の者が数人いた場合誰にするか選択の余地ある点で違う」のであり、「その外は見積と入札という名の違い」に過ぎないことになるのである。そうして、入札の結果予定価格範囲内の入札者について他の条件を考慮する点において、単純なる随意契約においてたまたま相手方から見積を徴する場合のように、注文者が単に比較的有利なものを選定しようとする趣旨に止まり、注文者がそれによつて何らの拘束をも受けない場合と異り、依然として競争締結の利点を利用しようとするものである。本件契約締結の手続が競争入札の場合とよく似ており、関係者が一般にこれを入札と呼んでいた事情は原判決の認定するとおりであるが、このような現象は正に、これが競争入札方法を改善しようとしながら、依然として入札の本質を有するものと認むべきものであるという事実に因るものとみられるのである。

競争入札制度は、その自由競争の長所によつて現在必要のものとされる反面、特にその最低価格落札主義による弊害が指摘せられ、かつこの弊害をいかにして除くかが論議されているのであるが、学者によつては、競争入札の定義につき、「競争入札とは、注文者が、多数の請負業者を競争せしめ、公正な工事のために、適正な価格を求めて、これと契約する方法である。」と解すべく、かく解することにおいて、始めてこの制度の社会的合理性を理解することができると思うとしている（牧野良三「競争入札と談合」）のであり、本件岩手県土木部の方針はこの線にそうものであつて、その当否は

しばらくおき、考え方としては一個の見識というべきであろう。

なお、以上は、岩手県土木部の方針の建前について論じたのであるが、さらにその運用の実際についてみるに、原判決認定のように、盛岡土木事務所が従来取扱つた実例では、「見積による随意契約」の場合において、申出でた価格が予定価格以下である限り、最低価格を申出でた者が請負人になるのを常としていたのであり、また本件の場合もそうなることを被告人らが確信していたからこそ本件談合が行われたのであり、この場合最低価格の申出をしたということは、それが本件工事の請負人を決定する要素の全部ではないとしても、決定的な重大さをもつ要素であつたと認められるのであつて、右方針が、その名称にかかわらず、その建前において入札の本質を有するものであるのみならず、その実際においては一層従来の入札と異ならないことが認められるのである。

ところで、入札とは、競売と同じく、契約の内容について多数人を相互に競争させた上でそのうちのもつとも有利な内容を表示する者を選んでこれを相手方として契約を締結するところの競争締結の一態様であり、競売と異る点は、競売では競争者がたがいに他の競争者の表示した内容を知り得る機会を有しているのに反して、入札では競争者が文書によつて意思を表示するのであつて、たがいに他の競争者の表示する内容を知り得ないところに存するとされている。ここにいわゆる「もつとも有利な内容」とは、多くの場合最低価格であろうが、必ずしもそうである必要はなく、設計附入札にあつては比較的にもつともすぐれた設計でもつとも低い価格を意味するであろう。そうして、本件の場合のように、比較的もつとも低い価格と併せて附随的に、入札者の具体的工事施行能力を考慮する場合も、競争締結の利点を利用しようとするものである限り、入札であるといわなければならない。

なおこのように、必ずしも最低価格落札主義によらない場合においては、入札者側において談合をしても必ずしも落札人を特定させることはできないことがあるわけであるが、それでも最低価格の入札者が落札する可能性がもつとも多い道

理であり、また実際においてもそうであつたことは前述のとおりであるから、本件談合は、昭和二九年(あ)第三一九八号同三二年一月二二日宣告等の最高裁判所判例が示すところの、「刑法第九六条ノ三第二項にいわゆる談合とは、競売、入札の競争に加わる者がたがいに通謀し、その中の特定の者を落札者ないし競落者たらしめるため、他の者は一定の価格以下または以上に入札または付値しないことを協定することである。」というのに該当するのであり、従来の入札においても、談合価格が制限価格以下であれば、談合した者の予期に反して別に落札人が定まる場合があつたわけである。

以　上

昭和三〇年(あ)第三四五五号

判　決

本　籍　広島市宝町四〇三番地
住　居　同市翠町一五七九番地　池本浅吉方
人　夫　長　屋　修
昭和四年五月二日生

右の者に対する公務執行妨害、傷害被告事件について、昭和三〇年一〇月一九日広島高等裁判所の言渡した判決に対し、被告人から上告の申立があつたので、当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

原判決を破棄する。

被告人を懲役六月に処する。

被告人に対する第一審における未決勾留日数中一二〇日を本刑に算入する。

訴訟費用中第一審証人楠本輝之に支給した分は第一審相被告人井山幸雄と被告人との連帯負担、弁護人勝部良吉に支給した分の二分の一並に原審及び当審の訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

被告人本人の上告趣意について。

所論は事実誤認の主張であつて適法な上告理由に当らない。

昭和三三年四月二五日判決　昭和三〇年(あ)第三四五五号

弁護人田中染吉の上告趣意第一点について。

所論は単なる法令違反の主張であつて適法な上告理由に当らない。（所論引用の判例は事案を異にし本件に適切でない）。

同第二点について。

所論勾留状を発した当時未だ本件起訴がなかつたものであるから勾留状に所論の脱字誤字ありということを得ず、所論は前提において失当であり、従つて引用の判例も本件に適切でなく、適法な上告理由に当らない。

同第三点について。

所論は単なる法令違反ないし量刑不当の主張であつて適法な上告理由に当らない。

職権により調査するに、被告人は始め窃盗罪によつて勾留され、窃盗、公務執行妨害、傷害罪で起訴され、右窃盗罪による未決勾留のまゝ右窃盗、公務執行妨害、傷害罪について併合審理がなされ、第一審判決において窃盗については無罪、公務執行妨害傷害罪については有罪として懲役六月、未決勾留日数一二〇日通算の言渡を受けたものであるところ、検察官の控訴により、原審は右勾留が無罪の言渡をなした窃盗の事実についてのみなされている場合であるから、その未決勾留日数を前記公務執行妨害、傷害罪の刑期に算入し得ないとして、第一審判決中被告人に関する有罪部分を破棄したことは記録上明らかである。

しかし、本件の如く一つの公訴事実（この場合窃盗罪）による適法な勾留の効果が被告人の身柄につき他の公訴事実（公務執行妨害、傷害罪）についても及ぶ場合において裁判所が同一被告人に対する数個の公訴事実を併合して審理する場合には、無罪とした公訴事実による適法な勾留日数は、他の有罪とした公訴事実の勾留日数として計算できる（昭和二八年(あ)第五〇四七号同三〇年一二月二六日第三小法廷判決参照）のであるから、原審が前記無罪となつた窃盗罪による未決勾留日数をこれと併合審理をした公務執行妨害、傷害罪による本刑に算入することが許されないとしたのは違法であつて、原判決は

刑訴四一一条一号により破棄を免れない。

よつて刑訴四一三条但書により直ちに判決する。

原判決が援用している第一審判決が認定した事実を法令に照すと、被告人の所為中公務執行妨害の点は刑法九五条、六〇条に傷害の点は同法二〇四条、六〇条、罰金等臨時措置法二条、三条に該当するところ、右は一個の所為にして数個の罪名に触れる場合であるから、刑法五四条一項前段一〇条に則り重い傷害罪の刑に従い、所定刑中懲役刑を選択し、その刑期範囲内で被告人を懲役六月に処し、未決勾留の通算につき同法二一条、訴訟費用の負担につき刑訴一八一条、一八二条を適用して主文の如く判決する。

検察官　高橋一郎公判出席

昭和三三年四月二五日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　河村大助

裁判官　奥野健一

昭和三〇年(あ)第三四五五号

被告人　長屋　修

上告趣意

被告人の上告趣意

私は現在公務執行妨害、傷害罪で懲役六月の判決を昭和三十年十月十九日広島高等裁判所で言渡され、その公務執行妨害の有罪の判決に不服があり最高裁判所に上告致して居るものであります。

私の此の度の事件の概要ならびに起訴状況、一審判決の推移は次の通りであります。

事件は昭和二十九年十二月六日、友人井山幸雄と広島荒神町花屋食堂に於て飲酒し可成り酩酊してパチンコ屋に行き午後十時すぎ帰途についた時井山が広島市的場町藤塚衣料品店で男物足袋を窃取したのを知らず逮捕に来た広島東署楠本巡査を背広、オーバーの私服であつた為か地方人と間違へ井山と争ふのを見て喧嘩とのみ思ひ込み井山に加勢して乱暴を働き、右耳後部に傷を負はせたのです。

その後広島市大正橋派出所より制服の伊藤巡査が知らせにより来た時は温和しく連行されたのです。そして広島地方裁判所に窃盗罪のみにて送庁されたのですが、警察の調べの時当然問題になると思つて居た公務執行妨害は司法主任の取調べ中に楠本巡査に対して司法主任が如何にするかと問ふと楠本巡査はそれは出さなくても好いと答へたので窃盗罪だけになつたものです。然しその後の検察庁の調べで公務執行妨害と傷害を付け加へて起訴され、広島拘置所に身柄を拘留されたのであります。起訴状には、一、藤塚衣料品店に於て井山と共謀して足袋を窃取した窃盗罪、二、楠本、伊藤巡査に対する公務執行妨害罪、三、楠本巡査に右耳後部に全治一週間の裂傷を負はせた傷害罪となつて居りました。

その後の度々の裁判に於て二の公務執行妨害が楠本巡査に対する分と伊藤巡査に対する分とに分離されて昭和三十年四月二十五日広島地方裁判所に於て明らかに共謀の事実のない窃盗罪は私の主張と実地検証の決果無罪となり、又伊藤巡査に対

する公務執行妨害は伊藤巡査の証言に依り無罪となりましたが、傷害は成立して懲役六月、未決拘留日数百二十日を加算するとの判決を受けたのです。私としましては公務執行妨害の有罪に不服があつたのです。私が控訴して四ヶ月も五ヶ月もかゝるよりは此のまゝ確定すればわづか二ヶ月余の服役ですむし、一日も早く出所して母と弟だけの家庭に援助したいと思ひ控訴をしなかつたのです。又保釈で出ることの出来る経済状態でもなく長い間の未決生活で体も弱り果てゝ居るしとあれこれ思ひ合して控訴をせずに居りましたる所、拘留原因が窃盗罪だけであつた為、未決通算はやることは出来ずとして検察官控訴をされました。それでは私が可愛想だとして、家庭の都合や勤務先の事もありましたので母の努力で保釈金を作つてもらひ、保釈で出所致しました。

その後は頭書の通り広島高等裁判所にて判決を受けそれを不服として最高裁判所に上告致しました。

不服の点は楠本巡査に対する公務執行妨害で楠本巡査は私等に対して警察の者であることを言つたと証言致しましたが、それは井山にだけ言つた云つたものか、私は断じて聞いて居りません。若し万が一聞いて居て、なを私が楠本巡査に暴力を働いたものなら、その後応援に来た制服の伊藤巡査に対しても、まだ抵抗して居た井山に加勢して共に乱暴をしたものと私は考へます。又私は物を盗つたのでもなく、相談をしたのでもありませんから警察の者と解つて居たら弁明を致します。私も前科がありますから警察官の公務執行を妨げればどうなるかと言ふこと位は知つて居ります。

伊藤巡査の証言にもあります通り藤塚衣料品店の主人が派出所に知らせに行つた時、警察官と酔つぱらひが争そつて居るからとは言はなかつたそうですが楠本巡査が店頭で警察官の身分を明示したものなら知らせに行つた時一言でも「警官と」と言ふべきではないでせうか。

又警察の調べで明らかな公務執行妨害なら何故一諸に書類を送庁しなかつたのでせうか。楠本巡査も傷を負つた位ですから何故それと共にしなかつたのでせうか。

全部一諸に送庁されて居れば拘留原因が窃盗罪だけといふ様な手違いも起きなかつたと考へます。今となればこんなことも迷惑であります。

とに角私は断じて警官の身分を知つて乱暴を働いたのではありません。

それ故傷害については乱暴をしたのは事実であるし、否認しなかつたのです。

傷害も私はその当時手物は持つて居らず、又下駄等もはいて居らず、手で殴つた位で裂傷を負はす訳はないのです。たゞ井山が傷を負はせたと明言することが出来ないので否認をしなかつたゞけです。

以上で乱雑ながら上告の趣意に致します。

以上

弁護人田中染吉の上告趣意

右被告人に対する公務執行妨害、傷害被告事件に付被告人の為上告趣意として左記事項を陳述する。

第一点　原審判決には罪数に関する法律解釈に誤りがある。

被告人長屋修は相被告人井山幸雄と共犯として窃盗、公務執行妨害、傷害の罪の問擬を受けたるものなるところ、窃盗と公務執行妨害との関係に於て『おれを誰だと思ふてゐる――ごうしたる』等と暴言して巡査楠山輝之の公務員としての執務執行を妨害したる点は窃盗現行犯の一連の行為として為したるものにして（古き判例なるも大審院明治四十二年(れ)第一九三四号）（同四十三年二月十五日判決）にも明なる如く刑法四十五条乃至四十七条に謂ふ所の実体的競合にあらすして観念的競合（想像上数罪）（刑法五四条一項）として論すへきものと信する。想像上数罪に於ては数罪の中其重き刑を以て処断すであつて元来か一個の行為なるを以て其一罪に付起訴あらは他罪にも起訴の効力及ふと解すへく勾留状掲記の罪名か右の一罪を採つて記するも観念的競合の場合は右勾留状の効力は他の数罪の公訴事実の範囲に於て存すと解すへく其重き刑を以て処断す上は他の数罪を不可分に審理し刑を重きに撰択適用するの謂ひとして一罪に付起訴すれは起訴の効力は他の数罪にも及ひ一罪を掲けて勾留状を発すれは他の数罪に付ても勾留状の効力は発すと解すへきものと信する。原審控訴趣意書中検察官の引用したる（札幌高裁昭和二十九年四月二十七日第三部判決）及（福岡高裁宮崎支部昭和二十六年十月二十六日判決）以上二例とも高等裁判所判決集昭和二十九年度及同二十六年度（判決集にして判例集にあらす）の判決は記事簡単にして事実関係等明瞭ならすと雖も右は実体的競合（刑法四五条乃至四七条）の例にして本件の窃盗及公務執行妨害、公務執行妨害及傷害の如き観念的競合の例とは異なるところと領取される。従て右例を以て本件に擬する

被告人長屋修

は適当ならすと考へる。窃盗と記するも之と競合不可分の事実を表示するものなることは右の理由により明なるに拘らす本件競合犯に於て窃盗のみとして勾留状の効力を制限したる原審の解釈は罪数に関する法令の解釈を誤つた違法ありと信する。

第二点　原審判決には手続に関する法律の解釈を誤つた違法かある。本件第一審に於ける広島地方検察庁検察官検事遠藤正良の為したる公訴提起は昭和二十九年十二月十一日にして罪名は窃盗等被告事件としてである。而して起訴事実としては窃盗、公務執行妨害、傷害を掲けてゐる。勾留状は相被告井山幸雄と共に昭和二十九年十二月八日執行せられ爾後同年十二月十五日以降数次期間更新により更新決定されて罪名は単に窃盗被告事件と表示せられありてこれか本件勾留状の効力、従て未決勾留日数本刑通算の当否の問題と相成つてゐるけれども右勾留状の発布者は広島地方裁判所判事溝口節夫であつて同判事は右勾留状には単に窃盗被告事件と指記したれとも被告人等に対する弁護人選任の告諭及被告人等の回答書にも窃盗等とあり（記録七頁、五九頁）弁護人服部良吉に対する選任書にも窃盗等とあり（記録六及七頁）国選弁護人馬場照男に対する被告人等より発したる解任書（記録六九頁、七一頁）、右馬場弁護人の期日請書（記録八頁）其他第一回公判期日以後（記録九、一〇頁）、第二回公判（記録六五頁）、第三回公判期日（記録八五頁）、第四回公判期日（記録九八頁）、第五回公判期日（記録一四一乃至一四三頁）等、第一審裁判官は判事溝口節夫にして勾留状発行判事と同一人、其他検察官、被告人、弁護人の訴訟の各当事者間に於て勾留状に窃盗と謂ふも亦は窃盗等の謂ひてあつて窃盗等とは窃盗、公務執行妨害、傷害の想像上数罪事件を指称するところてあつて偶々勾留状に窃盗と書しあれはとて窃盗のみにより勾留するの意思に出てたるものにあらさることは前顕記録の各事項各頁に徴するも一閲瞭然にして右窃盗とは裁判官溝口節夫か他の何れの部分にも記しありなからこの部分のみに限り記し落したるものにして一の誤字又は脱字と推する外ないものてある。これを補充して判断すへきものてある。この点に付大審院は『誤記てある明白なるときは訂正するところに従ひ解釈すへきてある』としてゐる（大審大正十二年(れ)第一八八六号同十三年二月九日判決）。未た遺脱の部分かあつても他の資料から事実上認識し得る場合は如上の欠如かあつても公判調書は無効を来さない、との（最高裁昭和二十四年(れ)第二〇六二号同二十四年十二月二十四日判決）を類推引用する。憲法十一条、十三条、三十一条の精神に基き右脱字の点は被告人の利益に解釈相成りたい。

原審は右記録全部他の資料の全般に亘りて顕著なる事実を看過して原審控訴趣意に於て単に窃盗のみと主張すれは直に採つて理由ありとする如きは不周到にして自重親切を欠くものと言はさるを得ない。

第三点　原審判決は社会の正義観に反する判決てある。

検事控訴なるを以て不利益変更に堕したるも已むを得すとするも本件の未決勾留日数百二十日とは相被告井山幸雄か窃盗、公務執行妨害、傷害の外贓物収受及故買等数個の犯行の取調を受け、而も同被告人は前科八犯の強たゝか者なるに於て犯情憫諒するの余地なきに拘らす本件被告長屋修は単に公務執行妨害の点のみか有罪とされたものなるところ且一方井山は齢三十一歳の分別盛なるに反し長屋は未た二十三、四の世間識らすの青年なるを以て井山か十ヶ月の懲役なるに対し長屋か六月の懲役実刑を喫し且未決勾留日数百二十日の通算なしとすれは前後十ヶ月間も勾置せられたることゝなり軽罪の者か重刑を受けることになり不公平である。原審判決は右を省みすして被告人の利益たる未決勾留日数通算を排去して仕舞つたものてこの如きは井山に付ては別てあるか長屋に対する処刑に付社会は其正義観に於て納得しない。この点は左記第一審判決か相当たと考へる。何卒右判決程度の御恩容の判断を仰きたく本上告に及んた次第てある。

記

第一審判決

主　文

被告人井山幸雄を懲役一年に、被告人長屋修を懲役六月に各処する。

被告人両名に対し未決勾留日数百二十日宛をそれ〳〵右本刑に算入する。

訴訟費用中証人河原康二に支給したる分は被告人井山幸雄の負担とし、其余は被告人両名の連帯負担とする。

公訴事実中被告人長屋修か被告人井山幸雄と共謀して為した窃盗及巡査河原康二に対する公務執行妨害の各訴因に付ては同被告人は無罪。

以上

昭和三〇年(あ)第三四五五号

検事高橋一郎の上告趣意

上告人長屋修提出にかかる上告趣意書の論旨は、要するに事実誤認を主張するものであつて、刑訴四〇五条の上告理由とはならないのみならず、記録を精査するも第一審裁判所の認定は相当であつて事実誤認は認められず、これを破棄しなければ著しく正義に反するとすべき何らの理由をも発見し得ないから所論は失当と考える。

上告人弁護人田中染吉提出にかかる上告趣意書の論旨第一点は、本件窃盗罪と公務執行妨害傷害罪とは刑法四五条の併合罪ではなくして、同法五四条の観念的競合の関係にあるものであるから、これを併合罪とした原判決は法令の解釈を誤り、これを破棄しなければ著しく正義に反するものであるというにあるが、その引用した明治四三年二月一五日大審院判例（大審院判決抄録三九巻三九二八頁）は準強盗と公務執行妨害とを観念的競合の関係にあると判示したものであつて、本件の場合に当らず、本件の場合は、明治四三年一一月一〇日大審院判例（大審院判決抄録四四巻四五四八頁）が、「家宅侵入未遂行為ニ付巡査ノ逮捕ヲ免ルル為ニ為シタル公務執行妨害ノ行為ハ侵入未遂ノ所為ヨリ生スヘキ当然ノ結果ト云フヲ得サルヲ以テ刑法第五十四条第一項後段ノ規定ニ該当セス」と判示しているのに当り、この点に関する原判決の法令の適用は相当であつて、論旨は理由がない。

弁護人上告論旨第二点は、被告人に対する勾留状にたまたま窃盗と書いてあつても、窃盗のみにより勾留する意思ではなく、窃盗公務執行妨害傷害により勾留する意思であつたことは記録上明かであるから、勾留原因が窃盗とのみ書いてあるのは誤記たること明白であつて、これを誤記としなかつた原判決は、大正一三年二月九日の大審院判例が、「公判始末書ニ記載スル公判開廷ノ日附ニ誤謬アルコト明確ナル場合ニ之カ誤記ナルコトヲ認メテ解釈ヲ下スコトハ之ヲ審査スル裁判所ノ有

スル解釈権ノ行使ニシテ訴訟手続カ公判始末書ニ依リテノミ証明セラルルモノトスル法律ノ趣旨ト相牴触スルコトナキモノトス」と判示したところに反するというにあるが、記録を精査するも本件被告人に対する勾留状の犯罪事実の記載が誤記であると認むべき何らの根拠もないから、論旨は理由がない。

以上要するに、上告人および弁護人の上告論旨それ自体は何れも理由がないと考えられるのであるが、問題となるのは刑訴四一一条に該当する事由があるかどうかの点である。

原判決は、本件の場合のごとく「勾留が無罪の言渡をなした窃盗の事実についてのみなされている場合においては、その未決勾留日数を公務執行妨害傷害罪の刑期に算入し得ないことはまさに検察官控訴趣意書所論のとおりである」としており、右検察官控訴趣意書は札幌高裁昭和二九年(う)第一六九号同年四月二七日判決等を根拠としている。そして右札幌高裁判決は、

本来勾留状の効力は、その勾留状の発せられた公訴事実のみに限つて認め得べく、同被告人に対する他の公訴事実についてはその効力が及ばないと解すべきであつて、このことは国民の抑留拘禁について特段の立法的考慮をなしている我憲法下の法制においては容易に肯定されるのである。斯く解すると刑法第二十一条は、本刑に算入し得る未決勾留日数は、その本刑が科せられる当該公訴事実について発せられた勾留状の執行による未決勾留の日数であることを定めたと云う外はない。

と判示しているので、原判決もまたこの解釈によつたものと思われる。右札幌高裁判決は、勾留状の効力は、その勾留状の発せられた公訴事実のみに限つて認め得るとする点において、大正九年三月一八日大審院判例と同様の考え方に立つものであり、結局令状の効力は限定されているという形式的な面を重視するものといえるであろう。

ところでこの点に関しては、最高裁判所昭和二八年(あ)第五〇四七号同三〇年一二月二六日第三小法廷判決は、

検察官が同一被告人に対し数個の被疑事実につき公訴を提起した場合、それが一個の起訴によると、またはいわゆる追起訴によると、さらにまた各別個の起訴によるとを問わず、そのうち一つの公訴事実につすでに正当に勾留が認められているときは、検察官は他の公訴事実について勾留の要件を具備していることを認めても、それについてさらに勾留の請求をしないことがあるのは、すでに存する勾留によつて拘束の目的は達せられているからであつて、このような場合、数個の公訴事実について併合審理をする限り、一つの公訴事実による適法な勾留の効果が、被告人の身柄につき他の公訴事実についても及ぶことは当然であるから、裁判所が同一被告人に対する数個の公訴事実を併合して審理する場合には、無罪とした公訴事実による適法な勾留日数は他の有罪とした公訴事実の勾留日数として計算できるものと解するを相当とする。

と判示し、前記大審院判例を変更して、現実の制度における勾留の効果という実質的な面を考慮する考え方をとつているのである。

つぎに本件のような場合における刑事補償について考えてみるに、前記大審院判例ないし札幌高裁判決のような形式的な見方に従えば、勾留原因たる公訴事実が無罪となつた場合は、他の消極的条件がない限り、常に補償すべき筋合になるが、刑事補償法の実際はそうなつていないのである。すなわち、同法三条二号において、「一個の裁判によつて併合罪の一部について無罪の判決を受けても、他の部分について有罪の裁判を受けた場合」には、「裁判所の健全な裁量により、補償の一部又は全部をしないことができる」と規定せられ、国会における法案審議の際にこの三条二号について、

本号の適用のあるのは、例えば窃盗罪と詐欺罪により勾留され、そのうち詐欺罪が無罪になつたような場合をその典型とする。この場合には、その両罪の勾留に対する内在的関係の度合によつて、補償の程度が定まるのである。窃盗が軽微であつて、それだけでは勾留に値しないような場合には、殆ど全額の補償が与えられることになり、その逆の場合には、殆

ど全額の補償が拒まれることになろう。

右の場合、窃盗罪のみによつて勾留されていたとしても、詐欺罪のみによつて勾留されていたとしても、結論は同じである。何とならば、同一手続で審判せられる併合罪の一部によつて勾留をされているときは、他の罪によつて重ねて勾留されることは稀であり、その勾留は、両罪についての審判のための勾留とみるのが通常だからである。……かくして、併合罪の一部について無罪、他の部分について有罪の裁判があれば、両者が確定するまでは、補償の裁判を事実上停止しなければならないことになろう。

という趣旨に説明されているのである（横井大三「新刑事補償法大意」六三頁参照）。また裁判の実際においても、昭和二七年二月九日大阪高裁決定ないし最高裁判所昭和三〇年(し)第一五号同三一年一二月二四日大法廷判例も、右と同様の解釈をとり、これらは刑事補償について一貫して勾留の効果を実質的に考察するという態度をとつているのであつて、これは未決勾留通算に関する前記昭和三〇年一二月二六日の第三小法廷判決と一致し、両者相互に矛盾するところがないのである。

本件のような場合、未決勾留日数の通算を認めることは、反面において、被告人に対して無罪となつた窃盗罪による未決勾留についての刑事補償を否定する結果になるわけである。未決通算と刑事補償と、何れが被告人にとつて有利であるかは、一概にいいがたいのみならず、本来この両者はその性質上かかる比較に適しないものというべきであろう（仮に比較のために、拘束一日を金額に換算する場合をみるに、未決通算は、法定通算の場合刑訴四九五条三項、罰金等臨時措置法七条四項により一日が罰金二〇〇円に換算され、裁量通算の場合は刑法二一条、一八条四項により制限なく、また刑事補償は刑事補償法四条一項により一日が二〇〇円以上四〇〇円以下とされている）。結局このような場合においては、無罪となつた勾留原因たる事実と、これと併合審理された他の有罪の事実との勾留に対する内在的関係、いいかえればこの両罪のそれぞれと勾留との実際上の関連によつて裁量すべきものであろう。

そこで本件の場合をみるに、被告人長屋修は、始め窃盗罪によつて勾留され、窃盗公務執行妨害傷害罪で起訴され、右窃盗罪による未決勾留のまま、右窃盗公務執行妨害傷害罪について併合審理がなされ、第一審判決において窃盗については無罪、公務執行妨害傷害については有罪として懲役六月、未決勾留日数一二〇日通算の言渡を受けたのである。そうして、右窃盗罪による勾留の理由は刑訴六〇条一項二号、三号（罪証隠滅、逃亡）であり、公務執行妨害傷害罪についても右の理由は存在したといわざるを得ず、しかも公務執行妨害傷害は同条三項に定めるような軽い罪ではないから、この罪によつて勾留しようとすればすることができたと認められ、また記録に徴すれば、実際の審理も窃盗と公務執行妨害とは不可分の関係において審理されている。従つて、もし窃盗罪による勾留がなかつたならば、当然公務執行妨害傷害罪によつて勾留されていたであろうという関係が認められるのである。これはすなわち、前記昭和三〇年一二月二六日第三小法廷判決にいわゆる「一つの公訴事実（この場合窃盗罪）による適法な勾留の効果が、被告人の身柄につき他の公訴事実（公務執行妨害傷害罪）についても及ぶ」ものというべく、また前記刑事補償法の説明にいわゆる「その（この場合窃盗罪による）勾留は、両罪（窃盗罪と公務執行妨害傷害罪）についての審判のための勾留とみるのが通常」であるという場合にあたるものというほかはない。

以上要するに、本件は、無罪となつた窃盗罪による未決勾留を、これと併合審理をした公務執行妨害傷害罪による本刑に算入することが許される場合であつて、原判決は前記第三小法廷の判例の趣旨に反する事由があるというべきではないかと思われる。よつて然るべき御裁判を求める次第である。

なお本件においては、被告人に対する第一審判決中無罪の部分はすでに確定していると考える。原判決は主文において、「原判決（第一審判決のこと）中被告人に関する有罪部分を破棄する」として、無罪の部分については直接には何らふれていないのであるが、本件第一審判決に対して被告人は上訴せず、検察官が控訴を申し立て、その控訴申立書には無罪となつ

た窃盗の罪名を含む窃盗公務執行妨害傷害被告事件につき控訴を申し立てるとあつて部分を限つて控訴する意思はうかがわれないから、刑訴三五七条により第一審判決の全部に対して控訴があつたものとも解されるが、控訴趣意書においてはむしろ右窃盗の無罪なることを前提としてもつぱら未決勾留日数の通算についてのみ論じているところをみれば、無罪部分について控訴する意思がなかつたと認められるから、本件検察官控訴は有罪部分に限つてこれをなしたものと解すべきであり、また仮に全部について適法に控訴がなされたとしても、無罪部分については控訴趣意書の提出がないから結局控訴不成立となつたものと解すべく、何れにせよ本件第一審判決の無罪部分はすでに確定していると認むべきものであり、これは最高裁判所昭和三一年(あ)第四二三三号同三二年一二月五日宣告公職選挙法国家公務員法違反被告事件の判決において、同様の認定がなされているのである。

以　上

昭和三一年(あ)第二二一七号

決　定

本籍並びに住居　西宮市六湛寺町七七番地
元西宮タクシー株式会社社長
米　沢　貞　敬
大正三年五月二六日生

本　籍　岡山県英田郡大野村大字川上七二一番地
住　居　兵庫県宝塚市川西武庫川通二の一二番地
元西宮タクシー株式会社代表取締役
小　渕　太　郎
大正一二年三月二八日生

右の者等に対する商法違反、業務上横領被告事件について昭和三一年五月一日大阪高等裁判所の言渡した判決に対し被告人等から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件各上告を棄却する。

理　由

弁護人奥田忠策の上告趣意一について。

論旨は、判例違反をいうが引用判例は事案を異にし、本件には不適切でその前提を欠き上告適法の理由とならない。（な

昭和三三年四月二五日決定　昭和三一年(あ)第二二一七号

昭和三三年四月二五日決定　昭和三一年(あ)第二二一七号

お、商法四八九条二号違反の罪は同号所定の株式取得の効力如何にかゝわりなく成立するものであり、また、株券の発行前たると否とを問わないものと解すべきものである。）

同二について。

論旨は刑訴法違反と事実誤認の主張であつて上告適法の理由にあたらない。

また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三三年四月二五日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　河村大助

裁判官　奥野健一

昭和三一年(あ)第二二一七号

弁護人奥田忠策の上告趣意

右被告人等に対する商法違反、業務上横領被告事件に付いて、上告趣意を左の通り陳述する。

一、刑事訴訟法第四〇五条第三号の点

第二審判決は（第一審判決を支持して）本件商法違反の内容事実として自己株式取得即ち（第一審判決理由摘示によれば）「別表第一記載の西宮タクシー株式会社株式を引取るにも右会社に於て引取らせ其の資産を以て之が代金を昭和二十七年九月迄に完済して同会社の所有となした」ことを挙示してゐる。

然し乍ら右株式会社は右原判決で右自己株式取得日時とされる昭和二十七年六月二十四日乃至同年九月迄には未だ其の株券を発行してをらず、之が発行を為したのは翌二十八年四月頃であつた。此の事は被告人米沢の司法巡査に対する第一回供述調書其の他一件記録に徴し明かである。）

而して株券発行前に為した株式譲渡は会社に対し其の効力の生じないことは商法第二〇四条第二項に規定するところであるが、此のことは会社が本件の如く自己株式を譲受ける場合に付いても適用され会社には右株式譲受の効果は生じないと謂はなければならない。

右の点に関して「株券発行前にした株式の譲渡は会社に対する関係に於ては何等の効果を生じないから会社の方で之を承認しても何等の効果を生じないし、後に株券の発行があつたからとて譲渡の効力を生じない」とする判例（昭和二十四年(ク)第七号事件、昭和二十四年十月十五日東京高等裁判所第六民事部判決、高裁民集二巻二号二〇一頁）があり、此の判

被告人　米沢貞敬

同　小渕太郎

例によれば本件の場合に於て西宮タクシー株式会社が自己株式譲受後たる昭和二十八年四月に株券が発行されたからとて右株式譲受の効果は生ぜず随つて右株式はいくら被告人等や会社が欲しても同会社の所有とは為し得ない。

随つて原判決は（商法罰則が刑法に対し特別法の関係に在る故別異の解釈を為すべきであることを失念し）右判例に相反する判断に基くものであるから破毀されるべきである。

二、刑事訴訟法第四一一条第一、三号の点

弁護人は刑事訴訟法第三九二条第二項の職権調査を促す為め原審弁護人江口十四夫と連名の昭和三十一年四月十七日附上申書を第二審の大阪高等裁判所に提出し同日の弁論に於て之を陳述したのであるが、第二審判決は「職権を以てこの点を調査しても原判決破毀の理由を発見しない」とて右上申書記載の擬律錯誤、事実誤認等の諸点を何れも排斥した。

然し此の第二審の措置は（前記上申書を御熟読願えれば判ることであるが）真実発見という大原則を無視し又正義の観念に反するものであり、此の点からも（刑事訴訟法第四一一条第一、三号に基き）原判決は破毀されるべきである。

尚前記上申書に附言すると

1　原判決は本件商法違反の点を「昭和二十七年六月二十四日の契約に依り……別表第一記載の二万二千株を引取るにも右会社に於て引取らせ其資産を以つて之が代金を同年九月迄に完済して同会社の所有となし」と謳つているが、之によると自己株式取得日時が契約締結時の昭和二十七年六月二十四日なのか将亦代金完済時の同年九月なのが不定であり、又株式の所有権が債権契約のみにて移転するのか将亦其の移転には代金完済まで要するのか不定である。更に別表第一記載株式は裏書のある又は譲渡証書附の株券か将亦株金払込領収書かも不明である。

斯の如きは刑事訴訟法第三三五条第一項の「罪となるべき事実」の摘示として不十分極まるものであり、（上申書記載の商法第二〇四条第二項、第二〇五条第一項に牴触すると共に）同刑事訴訟法第三三五条第一項の法意に違反する。

2　原判決は商法違反の対象となつた株式として別表第一の目録を掲げ其の中に奥田栄一名義三千株、奥田勝彦名義千株、奥田和夫名義千株の合計五千株を加えてゐるが、此の奥田関係五千株は被告人等と田中一派との本件株式取引より除外されたものであり、右五千株を控除した一万七千株の代金を分割払ひの為め何通も振出された約束手形の最終分の支払期日は昭和廿八年七月二十日（同日其の手形が渡つた）であつたので右代金は同日になつて初めて完済出来たものである。

原審は重大な右事実等を看過したものであつて原判決は此の点からも破毀を免れない。

以　上

昭和三三年(あ)第三八九号

決　定

国　籍　朝鮮（慶尚北道尚州郡尚州邑梁村里三六番地）
住　居　不　定
職　無
高　聖　完
昭和四年一二月一〇日生

右外国人登録法違反被告事件について昭和三三年一月二一日東京地方裁判所の言渡した第一審判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

被告人本人の上告趣意について

上告の申立は通常高等裁判所がした第一審又は第二審の判決に対してのみなすことができるものである。そして特に地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所がした一審判決に対するいわゆる跳躍上告の申立は、検察官でない者がする場合には「その判決において法律、命令、規則若しくは処分が憲法に違反するものとした判断又は地方公共団体の条例若しくは規則が法律に違反するものとした判断が不当であることを理由とするときに限りこれをなし得るにすぎないものであること刑訴規則二五四条の規定により明白である。されば検察官でない者の跳躍上告理由が、原第一審判決に存する右のような積極

昭和三三年四月二五日決定　　昭和三三年(あ)第三八九号　一

的な違憲又は違法の判断を不当であるとするものでない上告申立は、明らかに法廷の事由に該当しない不適法なものである。

しかるに本件上告は、高等裁判所がした第一審又は第二審の判決に対するものではないし、又その上告論旨は、明らかに前記法定の事由に該当しないものであるから、不適法たるを免れず従つて刑訴四一四条、三八六条一項三号に準じ主文のとおり決定する。

この決定は裁判官全員一致の意見である。

昭和三三年四月二五日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　小谷勝重

裁判官　藤田八郎

裁判官　河村大助

裁判官　奥野健一

被告人本人の上告趣意

私は右事件で去年の十月逮捕され今日までに当所に勾留され第一審の裁判の結果懲役三ヶ月の判決が先日これに対しいろ〳〵と不信な点がありますので刑訴規則第二百五十四条に由り上告致しました。

私は先づ未熟な法律学徒として当法令に対する私の惑は他の人も多分いるかも知りませんが意見を述べ裁判官殿の御参考に申上げます。

当法令に対して逮捕勾留し、そして体刑を課するといふ事はすべて国民は法の下に平等であるといふ憲法の基本的人権に反すると思ひます。従つて此の法令は違憲であり何かの方法で改正の必要があると思ひますが惑ひは裁判官の職権外かも知りませんが例へばかりにも何かの外国人としての過過を与へる必要があると思ひますが貴官の御意見をお伺ひします。上記のために社会的活動が出来ずそれがために損害を及す。

さて当事件ですが、判決に及すべき事実の誤認（逮補・検事との約束）があり、由つて当判決は不当であり、判例違反ではないかと思ひ、その後の長期間の勾留、所内での外部との連絡不通等不信な点もあり、最近は身体の調子も悪いので一日も早く釈放されん事を上告します。基本的人権の問題でもありますので法の目的からも右、上告します。なほ無罪を主張します。

以上

被告人　高　聖　完

昭和三一年(あ)第五四号

決定

本籍　福岡県安達郡上川崎村大字上川崎二番地
住居　日南市吾田町　桜ヶ丘住宅
海上保安官　武藤寛
大正八年三月一六日生

本籍　熊本県阿蘇郡長陽村大字河陽六九七番地の二
住居　日南市油津下町東　金田虎市方
海上保安官　伊藤開
大正一四年四月三日生

右各収賄被告事件について昭和三〇年一一月三〇日福岡高等裁判所宮崎支部の言渡した判決に対し各被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件各上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人らの負担とする。

昭和三三年四月三〇日決定　昭和三一年(あ)第五四号

清開こと

理　由

被告人両名の弁護人田中荘治郎の上告趣意第一点は事実認定の違法を、第二点ないし第四点は事実誤認を主張するとともに収受金品の趣旨を争うものであつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない（第一審判決挙示の証拠によれば、判示事実を認定することができ、その認定に違法は認められない。被告人らは海上保安官として検察官の指揮の下に海上における犯罪の証拠品の集取に当る職務を有するものであり、被告人らの本件行為が犯罪となることは、原判決の説明するとおりである）。また記録を調べても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三三年四月三〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　島　保

裁判官　河　村　又　介

裁判官　小　林　俊　三

裁判官　垂　水　克　己

弁護人田中荘治郎の上告趣意

第一点　本件問題の引揚作業に関しては宮崎地方検察庁日南支部の検察官に於て直接委嘱しその后の作業実施については油津海上保安部に対しては何等の指図もなく被告人等は只好意的に作業の実施を見守つて居たに過ぎないのである。

此点控訴趣意書の通りで結局これは事実を認定せぬ違法あり と信ずる。

第二点　第二審では公務員の地位にある者は目的事項の発生と否とに係らず責任ありと断定せられたがこれは誤りである、事実かゝる目的事項の発生も予期出来ない場合に偶々懇意の間柄であつたので金品の小額の授受があつたとしてもこれを収賄と見るのは過酷であり日常の交友生活に添はない甚だしき経験法則に反する認定と言はざるを得ない。

第三点　（被告人武藤関係）

被告人は小畑三良が伊藤被告人の親友であることから本件の金品の収受が始まつたもので第二事実の㈠ノ1の如きはまつたく取るに足りない一般の交友関係の吐露である、また慰労会の費用として金員の提供を受けたことも被告には其出金の経路も知らずすべて相談の結果自発的に出金されたものである。

これは純然たる寄付であり其他の金員もすべて職務に関して収受したものとは認定出来ない、此点は小畑三良、田中喬の供述によつても明かである。

右の点につき証拠として引用した証人小畑三良、田中喬の供述、金銭出納簿、自由日記等は到底証拠として信じ難いもの多々存する。

被告人　武　藤　寛

同　伊　藤　開

被告人は本件の事実に付一回も要求したものではない。

以上の諸点に関する詳細は第二審の控訴趣意書の記述を引用する。

第四点（伊藤関係）

被告人第二の㈠1のビール関係は被告人の関与したものではない、武藤と共謀して収受した事実は全くない、此点は取調中に既に判明して居る。

第二の㈠2の慰労費関係は被告人の全然関知せぬことで金員の授受も使途も不知である、これは武藤の証言により窺知し得るものである。

第二の㈠3の上田照夫送別会費用の点も武藤も要求したものでなく小畑、田中に於て自発的に儀礼的に寄付したものである。

此金は被告人が受取ったがこれは取次だけで収賄行為とは言い得ない。

次に第三の㈡㈢㈣㈤の六千円収賄の点を認定したのは誤りである、これはまつたく小使銭に窮して職務を離れて借用したに過ぎない。これは常識的に金高から見ても首肯出来る次第である。

以上の通りで原審の認定は甚だしく事実に反するものである。

以上により原判決を破棄し無罪の判決を仰ぎ度、本申立に及びました。

（昭和三十一年四月二日付）

以上

昭和三二年(あ)第三〇九九号

決定

本籍　宮城県登米郡浅水村字新田三七番地

住居　東京都目黒区宮前町一七四番地

出版業

渡辺正範

明治四一年二月九日生

右猥褻文書販売被告事件について昭和三二年一〇月一〇日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

理由

被告人本人の上告趣意は単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張を出でないものであつて、刑訴四〇五条の上告理由に当らない（本件各文書が刑法一七五条にいわゆる猥褻文書にあたるとした原審の判断は正当である）。また記録を調べても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三三年四月三〇日

最高裁判所第二小法廷

昭和三三年四月三〇日決定　昭和三二年(あ)第三〇九九号

裁判長裁判官　小谷勝重
裁判官　藤田八郎
裁判官　河村大助
裁判官　奥野健一

被告人　渡辺正範

被告人の上告趣意

本件の第一審、第二審に於いて判決に極めて重要な意義を持つワイセツ文書の限界、定義、編集上の責任、経営の権限、取締りの内幕等の実態が十分に審理把握されないため裁判の公平性を欠いておりますので貴裁判所に於いて、これらの諸点を十分に御審議下され公平な御判決のあらんことを切願致します。

一、私は昭和廿五年十二月紫書房を起し、アラビヤの古性典「匂える園」を発行致しましたが、当時、私及び編集の岩田氏にもワイセツ文書の定義・限界というものが、はつきり判つておりませんし、この種の出版は初めてでありますので、内容の表現その他一切のことを本書の訳者平野威鳥雄さんに相談して御指示通りに編集発行したものであります。

当時平野さんは雑誌デカメロンとか、その他の出版物に、これと同じようなものを度々執筆され、いづれも発禁などになつておりませんので、平野さんの教示に従うのか一番妥当と考えたからであります。他方当時、「匂える園」と同種の印度の古性典「カーマストラ」の全訳や更にこれに類する出版物が店頭で売られておりましたし、平野さんも「匂える園」は一章だけを除けば絶対大丈夫と自信をもつて進められましたので安心しておりましたのです。しかも販売の事前に、本書の見本刷を東販・日販等十数社の取次店の仕入審査会も無事通過しましたので発禁になるなどとは夢にも思つていなかつたのです。

したがつて本書の倫理的判断を私個人の考えで決定したものでもなく、こと更にワイセツを売り物にしようという考えは毛頭ありませんでした、このことは当時の出版物の風潮、の在り方というものとお考え下されば十分お判りになつて戴けるものと存じます。

二、私が前項の「匂える園」が発禁になり、警視庁の取締官に取調べを受けましたのですが、その時、取締の基準とかどういう表現がワイセツ文書に該当するものかを詳細に伺いましたところ、男女の性交を具体的、しかも露骨に表現したもの——例えば、こういう風に書いたものは取締の範囲に入りますと実例をもつて親切に、具体的に教えて戴きましたので、ワイセツ文書の定義や取締りの限界を知ることが出来たのです。それで今後は、それに適用されるような出版物は一切発行しないことをお約束したのであります。

このことは平野さんも編集の岩田氏も初めて知り、十分理解されたのであります、したがつて、その後の出版物は、何れも警視庁で示された倫理を基準として編集発行したのであります。かつ編集上に不審の点があれば係官に相談したり、あるいは警視庁から公表された出版物の倫理要項を詳しく説明を受けるなどして慎重に編集発行したのであります。

われわれが倫理的水準決定に当つて、如何に苦心努力したかその詳細を第一審の際、上申書をもつて裁判所に提出したのでありますか、これが裁判の上に全く反映しない感のありますのは誠に残念でなりません。われわれは営利追求のため取締基準を無視し独自の判断のもとに編集発行したものではありません。

三、前項のような努力を払つたにもかかわらず、またしても発禁になりますので、担当の検事さんに会い、その間の事情を詳しく話し色々と御相談を申上げたのです。そしてある時は、検事さんに校正刷を見てもらい、こういう筆法ならよかろう、という了解を得てから発刊したものもありますが、それさえも発禁になりましたので全く驚いてしまつたのです。

それで警視庁で係官に取調べを受けているとき、右の事情を話しましたところ、検事さんか何んといわうと取締るのは、われわれの権限にあるのだから駄目だとか、警視庁で先に指示を受けた通り性交の具体的のものは全部削つてあるし装幀な造本形式も極めて上品にやつてあるのにどうしていかんというのですかと質問したところ、取締基準は日進月歩で変るからね、とか、先に指示した線では許されなくなつた。という具合でありました。

それで私は検事さんと相談し、官民合同による出版倫理委員会を設立し、出版者の協力を得て自主的に不良出版を規制すべく、数十名の学識経験者や言論機関の参加を得てその準備会を開き、会を二、三回開いたのでしたが、最後に警視庁の不参加によつて成立を見るに到らなかつたのです。

このように取締上に非常な混乱と不明な点が多々ありましたので、出版人が、ひどく悩まされたのであります。われわれは出来るだけの良識をもつて編集に当り、出版文化の水準を世界的のそれにまで高めようと努力したのであります。このことは第一審の上申書をもつて詳しく申上げておきましたのですが、何卒再度御審議下され度く存じます。

四、私は編集員と共にチャタレーの公判なども熱心に研究し、検察側の主張点や世論の帰決する点などを考察し、本件中の「ガミアニ」を発刊しましたところ、東京新聞その他の論評で、チャタレーも、ガミアニのように編集上に周到な考慮が払われていたら問題にならなかろうに、との妥当性が一般に是認されたのでありました。警視庁の係官もチタャレーの如く具体的のものが邦文で表現されていないからよかろうと合理的な編集を認めて戴きましたのです。ところが、当時他の出版社から「ガミアニ」の全訳本が出版されたので、チャタレーの弁護団から警視庁は、これをどう見るかと法廷で質問されたのでありました。その後間もなくガミアニが双方とも押収されたのです、それで係官に取調べのとき尋ねましたところ、どうも一方だけ発禁しては、まづいから両方押収することにした、初めは良いと思つていたが、どうも、ああいうことでは、こちらも困るからね、まあ仕方がないからあきらめてくれという具合でありました。これは全く不合理のことであり、当書読者が非常に憤慨し、警視庁に申入れる人さえもあつたのです。

五、このようにワイセツ文書の定義が確立されておらず、一見混乱状態にありましたので、私は紫書房の経営を中止し、他の出版に移行しようと考えており、そのことを使用人等に話しましたら、編集部や営業部員が、われわれが紫書房を法人にし、経営者を変え、倫理基準も更に一増研究して発禁にならぬものを発刊するからと従業員から強硬な意見が出ました

ので私も了承したのです。

それで昭和廿七年四月頃より編集長の堤重久が自己のグループの手で編集権を握り、代表者に彼のグループである上原伝四郎を選出して事業を運営することになつたのです。早速法人設立の準備に取りかかつたのですが、色々と手間取り、翌年五月有限会社紫書房が登記済となつたのであります。約束通り代表取締役に上原伝四郎、編集長に取締役の堤重久がつき、この二人の線ですべて事を決定し社内の全体を動かしいたのであります、私は社員ではありますが、廿七年春以降の出版物の倫理的水準決定及び販売等に関する実権は殆んど私の手から離れたのであります。

本件中の「印度のヴィナス」「楊貴妃」「ジュリエット」などは全然私は校正刷も見ておりませんし、私の不在中に編集販売されたものもあります、それで私は奥付の発行人を従来のものと改めるように皆にすすめましたところ、どうせ豊久吉造というのは仮名であるからこのままにしておこうという社員の結論でありましたので、改名せず、以前のものと同じ発行人名を使用していたのです。

しかし警視庁では発禁の際、従来と同じ発行人（奥付）である私に出頭せよということでした。正式に法人成立登記が済むまで、私を一応発行責任者と認定して取調べをするから、このことは裁判のとき申述べてくれとのことでありました。それで止むを得ず私が責任者として、これに応じたのです。

私はこのような事情でありましたので、編集方針や経営方針に強く反対し、かつ社内からも警視庁が、こんな態度に出るなら営業方針を変へては、という意見が出て来ましたので、廿七年八月艶笑文学書の出版を中止することになつたのです。

私は右の事情の一端を第一審のとき申上げたのですが、すべてが私の責任で取調べが進んでいるからという意味で採用されなかつたのですが、この事は本件の判決に当つて重要な意義があると思いますので、深く御審議を戴き度いのです。

六、本件の出版物は、何れも東販・日販など十数社の取次店の仕入審査会でワイセツ文書に該当しないと認められ一般書店で販売されたものであります。これを地下出版物と同一視する如きは全く当を得ていないと考えられます。

私は本書が、このように当局の取締りを受けるようになつたのは、出版物の題名によつてワイセツ文書と誤認されたこと、係官にワイセツ文書の定義が確立されていないこと、係官の（警視庁）の感情によるものが少くないと思います。また地下出版と異つて取締が容易であること、公判への強化策、警視庁の係官の成績向上等によるということが内部からもれていることも見逃せないことと思います。

それは当時、本件と同程度のものか相当公刊されているにもかかわらず取締りを受けていないことによつてもうなづかれます、題名の誤認については、本件の田村恒男訳「匂える園」が取締りにあつたとき、係官が、内容がどうであつても、どうも匂える園という本が世に出るのは具合が悪いね、原名で出ると何をしているかと云われますからね、まあ、おこるなよ。といつた態度であつたり、本件中の「バルカン戦争」の如きは、内容の同一のものを他の出版社から改題して発刊したものは取締を受けなかつたことによつても立証出来るのであります。

「匂える園」は第一審に於いて検察側の鑑定人安部真之助氏が、この程度のものはワイセツ文書ではないとしてあるのに裁判所が、これを否定しているのは、やはり警視庁と同じような物の見方であり、題名に捉われて誤認しているものと考えられます。

警視庁係官の感情問題につきましては、当時週間読売に、ワイセツ文書取締に関する私の意見として、インタービュー形式の記事が掲載されたのありますが、その中の一文に私が話さなつたことを記者自信の考えで係官の誹謗を書加えたものがあつたのです。それが係官の感情を害し度々のののしられたりいやみを云われたのですが、その他色々の感情問題が重なりこれが取締の上にも反映していることは云うまでもありません。

七、次にワイセツ文等の刑罰についてでありますが、担当の検事さんから罰金で済ませようと思うが、それ位出せるか、という相談がありましたが、私は前にも述べましたように、あくまでも無罪を信んじておりましたので、それには答えませんでした。すると検事さんは、まあ金額のことは裁判をやつて見ないと幾ら位になるか判らないからな、とに角急いで起訴しよう。ということでありました。

戦後最高点数（二十数冊種類）の発禁を受けた神田の倉間、四海氏でさえも数万円の罰金であり、地下出版のロゴス社相社会など何れも数万円の罰金刑でありますが、私は前記のような諸事情が正しく審理されれば第一審のような無謀な判決は有り得べきでないと信んじます。

八、私は以上の諸点を第一審、第二審に於いて十分に御審議下さるよう上申書や口頭を以つてお願しておきましたが、これらのすべてが、全く無視されておりますのは誠に遺憾でなりません。

これは第一審の当初審議日数が非常にかかりましたので最終段階に入つてから全く機械的に急ピッチで取扱われたためと十分発言し得る機会がなかつたためと思います。本件がワイセツ文等でないと信ずる理由は第一審の上申書に述べてあります。

何卒第一審提出の上申書及び右諸事情に関し、重ねて慎重に御審議下され、公平なる御判断の下されんことを切にお願い申上げます。

以上

昭和三三年(あ)第一八八号

決定

本籍並びに住居　山形県北村山郡東根町大字蟹沢三〇六番地内第二号
（現在宮城刑務所在所）

農業　大戸覚　昭和九年四月二四日生

右の者に対する傷害致死被告事件について昭和三二年一二月二六日仙台高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理由

弁護人青柳盛雄の上告趣意第一点は、単なる訴訟法違反の主張にすぎないばかりでなく、官吏でも公務員でもない所論鑑定人の作成する書類に契印することは何ら法の要求するところでない。又同第二点は違憲をいうもその実質は量刑不当の主張にすぎないもので以上いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三三年四月三〇日決定　昭和三三年(あ)第一八八号

昭和三三年四月三〇日決定　昭和三三年(あ)第一八八号

昭和三三年四月三〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　島　保

裁判官　河　村　又　介

裁判官　小　林　俊　三

裁判官　垂　水　克　己

昭和三三年(あ)第一八八号

弁護人青柳盛雄の上告趣意

第一点　原判決は刑事訴訟法第三二六条に違背した第一審判決の違法を看過している。

第一審判決は証拠の標目の項に「医師伊藤美智夫作成の死体解剖鑑定書と題する書面」を挙げている。ところが、この鑑定書なる書面は記録六二丁より六四丁にわたるものであるところ、その末尾には作成者の署名押印はあるが、契印がない。

右書面は被告人が証拠とすることに同意したものではあるが、刑事訴訟法第三二六条第一項は「その書面が作成されたときの情況を考慮し相当と認めるときに限り、これを証拠とすることができる。」と定めているので、このように契印のない書面が果して真正に作成署名者によつて作成されたものであるか否かを確認することができないから、右条項にいう「作成されたときの情況を考慮し相当と認める」ことはできないといわなければならない。

けだし、わが国の法制及び国務上の慣行として押印は自筆ないし自署以上に重要視されており、作成の真実性の保障は契約にあるといつても過言ではない状態であるからである。（なお刑事訴訟規則第五八条第二項参照）

而して、本件においては傷害事件の罪体の認定上普通欠くことのできないものとされている凶器が存在していない。

従つて第一審判決に記載されている刃渡約二十センチの短刀が果して本件の凶器であるか否かは、右書面の記載による以外には客観的な証拠はなく、また死因とされている失血の原因たる、左大腿部の左大腿動脈および同深部大腿動脈切断を伴う長さ約三・五センチメートル、巾約二・五センチメートル、深さ約十五センチメートルに達する刺創一カ所」を認定する証拠も右書面以外には何も存在しないのであるから、右の如き違法は判決の結果に重大な影響を及ぼす事実誤認を

被告人大戸覚

疑うに足る原因となつている。

第二点　原判決は量刑不当の控訴趣意を排斥しているが、第一審判決が本件につき懲役七年を言渡した理由の一つとして「本件犯罪の一般社会に与える影響は物心両面に渉つて極めて深刻であるところ、かような人の生命、身体を軽視する思想は人権尊重の思想に背馳するところ甚だしく、断固として排斥されなければならないこと」をあげているが、このこと自体は一般的にいうかぎりわれわれも異論はないが、最近判決の確定したいわゆる「ジラード事件」の判決と本件とを対比してみるときは、その余りにも懸隔の甚しく、このジラード事件こそ「人の生命、身体を軽視する思想」の典型的なものであるのに、執行猶予を言渡しているのであるから、本件について殺人罪の量刑に等しい懲役七年を言渡しているのは、明らかに公正妥当な裁判ということはできない。すなわち原判決はこのような明白な道理を無視した点において憲法第三七条第一項に違反しているものというべきである。

（昭和三十二年三月二十二日付）

以　上

昭和三三年(あ)第二五九号

決　定

本　籍　大分県宇佐郡駅川町大字法鏡寺一〇六の三番地
住　居　東京都荒川区南千住三丁目　東京ベットハウス方
現在　東京拘置所在所
露天商手伝　池田恒男　昭和四年八月二五日生

右恐喝、公印偽造被告事件について昭和三三年一月一六日東京高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり決定する。

主　文

本件上告を棄却する。

理　由

弁護人浦田関太郎の上告趣意第一点、第二点はいずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。〔第一点所論起訴状には公訴事実第一として、要するに被告人は路上において趙炳敦に対し被告人が真実専売公社の職員であつてその命に応じなければ如何なる処罰を受けるかも知れないものと畏怖させ同人から煙草三〇〇個を交付させてこれを騙取したものである旨の記載があること所論のとおりであるが、その罪名は恐喝、罰条は刑法二四九条一項と表示されていることも右起訴状の記載上明白であり、かつ、右公訴事実の記載において右のように趙を畏怖せて同人から煙草三〇〇個を交付させたとの文言がある

以上その末尾の「これを騙取し」との記載は「これを喝取し」の誤記であること明白というべく、しかも記録によれば、第一審第二回公判期日において証拠調終了後検察官から騙取を喝取と訂正したい旨の申立があり裁判所がこれを許可して喝取と訂正されたことが認められる（これに対し異議が申し立てられた形跡も認められない。）。かような場合には右のように誤記の訂正をするには訴因変更の手続を経ることを必要としないと解するを相当とし、従つて右訂正に基いてした本件審判は違法ということができない。論旨は採用できない。」

被告人の上告趣意は単なる事実誤認、量刑不当及び訴訟法違反を主張し、訴訟法違反を前提として違憲を主張する。しかし、記録によれば、原裁判所が被告人に反対尋問の機会を与えず或は不公平を疑われる虞ある審理をした形跡のあつたことは認められない。また、原判決の判断は違法と認められないから原審審判の違法を前提とする違憲の論旨は採用できない。また記録を調べても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三三年四月三〇日

最高裁判所第三小法廷

裁判官　垂水克己

裁判長裁判官　島保

裁判官　河村又介

裁判官　小林俊三

弁護人浦田関太郎の上告趣意

被告人　池田恒男

第一点　原判決は判決に影響を及ぼすべき重大なる事実の誤認がある。

即ち、昭和三十二年六月十五日附起訴状によれば恐喝罪を以つて問擬し、刑法第二百四十五条の適用を求めて置き乍ら、公訴事実に於いては、その命に従はなければ、如何なる処罰を受けるかも知れないものと畏怖させ因つて、即時に、同所に於いて、同人から右煙草三百個（時価一万四千円相当）を交付させて、これを騙取したものである』と断定し、詐欺罪なるが如き記載をして居るが而かも適用条文を刑法第二百四十六条としないで刑法第二百四十九条を掲げてゐる。更に再転して、

第一審の判決によると、

罪となるべき事実』に於いて、

昭和三十二年六月十五日附起訴状第一事実中『騙取』とあるを『喝取』と訂正する、旨を記載してある。

騙取とあるを「喝取」と訂正する権利は第一審裁判所には認められてゐない。

騙取を喝取と訂正するが為めには、第一審の検事が、「訴因変更」の申立てをして、法定の手続を経由して、認められるべきである、然るに、記録によると訴因変更の手続をすることなく、一審裁判所が勝手に訴因を訂正したもので違法な訴因変更があつたとは云へない。

原審（控訴審）は、この事実を看過して、何等の説明又は理由を附することなく、単に

恐喝、公印偽造罪として判決したことは判決に影響を及ぼすべき重大なる事実の誤認があるものであつて、

原判決は破棄を免れないものである。

第二点　刑の量定不当。

昭和三十二年十月十八日附原審弁護人堀込俊夫の控訴趣意書、同年十月二十八日附被告本人の上申書、控訴趣意書を具さに閲読すると、

被告人の本籍の近くの安心院町で病床に在る実母上田恕一は結核に死の苦しみを嘗めてゐる、又、被告が二才の時から育て免倒を見た養父上田平吉（八十四才）と養母上田シゲオ（六十七才）は二人共病床に在り誰も免倒を見る人もなく、死を待つばかりである。

人の子として、これ程の悲劇がこの世の中にあるであろうか。しかも被害品は全部被害者に帰つてゐる。第一審の懲役一年二ヶ月は重きに失する。未決を通して早く死に瀕してゐる病床の父母の下に帰すことを正当と信ずる。

被告の未決中に於けるこの苦しみによりて罪の目的は充分に達してゐる。

（昭和三十三年三月二十一日付）

以　上

昭和三三年(あ)第二五九号

被告人の上告趣意

原判決は、事実に適合した公平なる裁判では無く、且つ証人に対し審問する機会を充分与えられて居ない。（憲法第三七条一、二項違反）

原判決は、判決に影響を及ぼすべき重大なる事実の誤認が有り、又、法令の適用をば誤り著しく正義に反する。（刑事訴訟法第四百十一条三項並びに一項）

一　既に三月二十一日付で浦田弁護人殿より提出有つた上告趣意書中、第一点をば当方も同じく上告趣意と致すは勿論の事乍ら、

二①　本件（北千住、趙炳敦氏に係る恐喝事件）をば総ゆる角度より総合考察判断致し見ても、結論として之が恐喝罪の適用は合法正当なる法令の適用とは断じ難く、此の点国法の権威、厳正に照らして厳重抗議弾劾申入れるものです。

尚、違法である処の本件の要点をば茲に再び指摘致せば、本年一月八日付提出の上申書にも記述致し居りまする如く、（同書参照）被害者趙氏は、当時私をば真実の専売監視員と信じたるが故に、己れの不正事実を省みて当然の理乍ら恐意の念をば抱いたる次第で、尚、其の後冷静をば取戻すに至つて当方との品川の専売公社監視課への同行を合意に又、監視員と信ずるが故に煙草包みを其の場へ置いた儘、「一寸自転車を兄宅へ置いて来る。」又、「煙草を此処へ一寸置いとくから。」旨申して、十数米程先きの兄宅へ自転車をば預けに参つたる次第で、前記の如く、趙氏が煙草包みを持つての品川同行をば同意致したる点、並びに、昨年十二月二十四日の趙氏の法廷証云に有る、「自転車を預けて、すぐ現場へ引返してみると、当方も煙草包みも無かつた。」旨証云から推しても、趙氏は当時私に恐意の念をば抱いて

被告人　池田恒男

煙草を置いた儘逃げたもので無い事は明白で、（趙氏は、警察検察庁では逃げた様な答申をば致して居る模様。＝堀込弁護人談。）又、私は趙氏が自転車をば預けに行つた其の一瞬の隙に此の煙草包みを窃取逃走したるもので、故に本件は事実に照らす時、人としての正常なる判断力の所有者なれば本件をして恐喝（喝取）等とは如何様に推し計ろうとも断定出来得ぬものにて、之の正当合法なる法令の適用はと謂えば云う迄も無く犯罪事実から推して窃盗罪、又、犯罪目的（一月八日付上申書中の二、⑤に記載の如く、品川への同行中煙草包みの詐取を謀る。）を重視し、其の面より敢えて裁決すると謂うのならば、本件は詐欺罪の適用をば為す可き処のものであります。

② 次に、昨年十二月二十四日の趙氏証人訊問の際、当方並びに堀込弁護人の厳しく合理的な尋問、追究に会い、其の証云たるや虚偽多いものなれば困苦狼狽したる趙証人は、「日本語が熟く分らぬ。」「耳が遠い。」等ととぼけ、（事件当日の様子から推して趙証人は決して日本語を解しかねる様子も又耳の遠い様な面も無い。）其の証云は前後相違し、矛盾した出鱈目なる証云をば為したる処、山本謹吾判事を長とする三名の裁判官は、趙証人へ対し、「其れはこう謂う事だろう。此れはこうなんだろう。」と謂つた具合に暗示を与えて、本件をば敢えて一審判決の恐喝罪に結び付け当方をば不利益な立場へ（控訴棄却へ）追込もうとする誘導訊問をば行い、又、趙証人は之に活路を見出だして之等に同意すると謂つた有様で、民主裁判の鉄則である処の公平厳正に反する一方的なる取調べ、又、証云をば行つた次第で、之は真に以つて法を司り、公平厳正をば旨とする裁判官として言語道断なる行為と謂わざるを得ない。（又、之は原審尊重の現行裁判法則をば、原審裁判官の面子保持其の他の私情、感情が為めに、自己の権力を濫用して法の厳正、法官としての良識、良心をば冒読したる処の行為である。）

③ 又、此の証人訊問の際、当方の意志をば無視して趙証人へ対する審問をば中断させ之を打切つたる行為も（憲法第三七条二項違反）茲に上告趣意の一つとして取上げ、其の違法性をば茲に適示致すものです。

以上の次第で、本件に対する原判決は国家の最高法規である処の憲法をば無視して被告人の基本的人権をば蹂躙し、（憲法十一条）且つ、不公平なる裁判をば行い（同法三七条一、二項）又、判決に影響を及ぼすべき重大なる事実の誤認有り、且つ、同じく法令の適用をば誤つた（罪名変更と相成つても何れ有罪をば免れぬ本件故、との国法並びに人権の軽視、又、其の潜在観念に依るものか、＝主観としてそう思わざるを得ない。＝否かは存ぜねど。）著しく正義に反する処の違法の裁判判決にて、かの相馬ヶ原にて我こ同胞を殺害為し執行猶予と相成つた米兵ジラードを初め多くの米国民をして叫ばしめた由の日本国の公正なる裁判は何処に有りや？　米兵には公正で、日本国民の一員である我こには、否、微力な、地位も無ければ財も無い我こ貧乏人、無産階級には法とは真に以つて不公正なるものなのか、との慎嘆やるかた無き感慨に己れの国を怨ろい、法をば怨ろう昨今なるも、未だ最高裁の有るを思い、此の最終的段階に有る上告審こそ、法の厳正、日本国法の権威、又、最高裁の名に於いても、『原判決破棄、再審理。』の合法且つ正当なる判決得らるゝものと信じて疑わぬ次第です。

三、尚、此れに加えて、三月二十一日付浦田弁護人殿提出上告趣意書中、第二点の刑の量定不当の点に付いても審理の上刑期酌量（短縮）願えれば、老親の（病いの床に有る処の）死の真近きを悟り、子としての本来の倫理的責務に眼醒めた今日の私として、肺結核を病み獄舎の病床で帰郷の一日も早かん事を希求する私として、冷酷なる法にも一片の情は存するものと知り、又ひいては其れが私の今後の更生への鞭韃とも成れば私の将来にとつて此の上もない喜こびと成りましょう。

其れでは、以上で私の上告趣意記述の筆を止どめます。

（昭和三十三年三月二十七日付）

以　上

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷別	結果	二審又は原審	頁
昭和二八年(れ)　三三	昭和二三年政令第二〇一号	吉岡　昇外二名	昭和三三年四・三	一	棄却	東京高	一三
昭和二八年(あ)一二一四	殺人	高島忠雄	四・一八	二	棄却	大阪高	四八九
昭和二八年(あ)三六五七	関税法違反	辻本安太郎外七名	四・一	三	破棄差戻	名古屋高	一
昭和二九年(あ)一三九〇	現住建造物等放火	池田六七八	四・二五	二	破棄差戻	広島高	六〇三
昭和二九年(あ)一五二三	業務上過失傷害	大関正二	四・一八	二	破棄差戻	東京高	四九九
昭和二九年(あ)二三三五	賍物故買	長谷川忠義	四・一五	三	棄却	東京高	一七七
昭和二九年(あ)三九二一	関税法違反、昭和二五年政令第三二五号違反	浜岡全蔵外三名	四・一六	三	一部破棄自判一部破棄	福岡高	二一七
昭和三〇年(あ)　二八八	関税法違反	田村八郎	四・一五	三	破棄自判	広島高	一八三
昭和三〇年(あ)　五二一	贈賄	田中亀一	四・三	一	棄却	大阪高	二五

昭和三〇年(あ)	九七一	印章ならびに署名偽造等	大西文雄外一名	四・一〇	一棄却	大阪高
昭和三〇年(あ)	一四七九	入札妨害	千田長蔵	四・一五	二棄却	仙台高
昭和三〇年(あ)	一七一三	食糧管理法違反	斎藤栄治外五名	四・一〇	一棄却	東京高
昭和三〇年(あ)	一九七八	暴行	谷本好紀外一名	四・三	一棄却	大阪高
昭和三〇年(あ)	二七五三	業務上過失致死	木曾完治	四・一八	二棄却	広島高
昭和三〇年(あ)	二八九八	詐欺	円谷久治	四・一八	二棄却	仙台高
昭和三〇年(あ)	三二五五	賍物牙保、たばこ専売法違反	松岡徹こと呉徹	四・一〇	一破棄自判	広島高岡山支部
昭和三〇年(あ)	三四四五	関税法違反	荻野洋	四・一五	三棄却	東京高
昭和三〇年(あ)	三四五五	公務執行妨害、傷害	長屋修	四・二五	二破棄自判	広島高
昭和三〇年(あ)	三七〇八	虚偽有印公文書作成、同行使詐欺	筒竹健一外一名	四・一一	二棄却	大阪高
昭和三一年(あ)	五四	収賄	武藤寛外一名	四・三〇	三棄却	福岡高官崎支部

昭和三一年(あ)	三一四	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	渡辺清正外四名	四・一二	三棄却	東京高
昭和三一年(あ)	四四二	強盗殺人	川井春雄外一名	四・一七	一棄却	東京高
昭和三一年(あ)	六三四	公職選挙法違反、国家公務員法違反	尾原順三外二名	四・一六	三棄却	広島高松江支部
昭和三一年(あ)	一一六一	たばこ専売法違反	武川萬寿三外二名	四・一七	一棄却	東京高
昭和三一年(あ)	一六七一	傷害	小林吉成こと具宅	四・一五	三一部棄却	大阪高
昭和三一年(あ)	一八二九	外国人登録法違反	田嶋好枝こと朴溶好	四・一二	三破棄差戻	大阪高
昭和三一年(あ)	二二一七	商法違反、業務上横領	米沢一貞外一名	四・二五	二棄却	大阪高
昭和三一年(あ)	二七九七	公職選挙法違反、賍物収受窃盗	山内安高外二名	四・一七	一破棄自判	高松高
昭和三一年(あ)	二八二一	麻薬取締法違反	武内正治外三名	四・一〇	一棄却	大阪高
昭和三一年(あ)	三三五九	名誉毀損	河野勝平	四・一〇	一棄却	仙台高
昭和三一年(あ)	一一	酒税法違反	徐粉	四・二四	一一部破棄自判一部破棄	名古屋高

昭和三二年(あ)	五五	証拠調に関する異議申立、棄却決定に対する特別抗告	棄	上田誠吉外五名	四・一八	二	棄却	東京地	五二五
昭和三二年(あ)	一二〇	強盗殺人、死体遺棄	春藤清		四・一〇	一	棄却	札幌高函館支部	一三三
昭和三二年(あ)	三七一	強盗殺人、窃盗	矢部鉄夫		四・一〇	一	棄却	東京高	一四三
昭和三二年(あ)	六四八	強盗傷人、強盗殺人	平野武	外一名	四・一七	一	棄却	仙台高	四〇七
昭和三二年(あ)	九〇八	窃盗同未遂、住居侵入	山下一夫こと瀬間明雄		四・一〇	一	一部破棄一部棄却	名古屋高	一五一
昭和三二年(あ)	二三七七	業務上過失、致死傷害等	旧姓佐藤こと栗原清		四・一〇	一	棄却	東京高	一六一
昭和三二年(あ)	一五二六	外国為替及び外国貿易管理法違反、覚せい剤取締法違反等	黄顕詩	外二名	四・二四	一	棄却	大阪高	五七三
昭和三二年(あ)	一七四九	弁護士法違反	二宮直熊		四・二四	一	棄却	福岡高宮崎支部	五九一
昭和三二年(あ)	一八九七	酒税法違反	三原こと韓二		四・一七	一	棄却	広島高岡山支部	四八五
昭和三二年(あ)	一九九四	外国人登録法違反	安商道		四・二四	一	棄却	広島高	五九七
昭和三二年(あ)	二〇九九	猥褻文書販売	渡辺正範		四・三〇	二	棄却	東京高	六六五

昭和三三年(あ)	一八八	傷害致死	大戸覚		四・三〇	三	棄却	仙台高	六七三
昭和三三年(あ)	二五九	恐喝、公印偽造	池田恒男		四・三〇	三	棄却	東京高	六七七
昭和三三年(あ)	二六一	窃盗、賍物運搬	神田定	外一名	四・一三	二	棄却	東京高	五四九
昭和三三年(あ)	三八九	外国人登録法違反	高聖完		四・二五	二	棄却	東京地	六五七

最高裁判所刑事裁判書総目次

昭和三十三年
四月分

最高裁判所
事務総局

一、本目次には最高裁判所の判決、決定の全部を集録した。
二、（　）内の数字は分冊を示し、最高裁判所裁判書原本綴の分類による。
三、丁数は最高裁判所裁判書原本綴の丁数である。

判　決（全）……（　一日―二五日）……（四七件）……頁　一
決　定（1）……（　一日―一一日）……（六二件）……　六
決　定（2）……（一五日―二四日）……（八三件）……一三
決　定（3）……（二五日―三〇日）……（一〇四件）……二一
雑　　（全）……（　一日―三〇日）……（五九件）……三一
不成立（全）……（　二日―二六日）……（一〇件）……三九

刑事判決（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和二八年(あ)三六五七	関税法違反	辻本安太郎 外七名	四・一	三	破棄差戻	名古屋高	一
昭和三一年(あ)二〇三	窃盗	有吉寛修	四・一	三	棄却	東京高	九
昭和三一年(あ)六八三	不法監禁、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	平塚学 外三名	四・一	三	棄却	札幌高	一三
昭和三一年(あ)一〇六六	業務上横領	河島満州雄	四・一	三	棄却	東京高	二三
昭和二八年(れ)三三	昭和二三年政令第二〇一号違反	吉岡昇 外二名	四・三	一	棄却	東京高	二七
昭和三〇年(あ)一九七八	暴行	谷本好紀 外一名	四・三	一	棄却	大阪高	三五
昭和二九年(あ)二九七六	強盗殺人	松村定男	四・一〇	一	棄却	東京高	四〇
昭和三〇年(あ)九七一	印章ならびに署名偽造、同幇助、公文書偽造、同教唆	大西文雄 外一名	四・一〇	一	棄却	大阪高	九四
昭和三〇年(あ)三二五五	賍物牙保、たばこ専売法違反	呉徹	四・一〇	一	破棄自判	広島高岡山支	一一〇

昭和三一年(あ)	八五六	窃盗、外国為替及び外国貿易管理法違反	金	連	安	四・一〇	一	棄却	福岡高	一二九
昭和三一年(あ)三三五九		名誉毀損	河野	勝	平	四・一〇	一	棄却	仙台高	一二三
昭和三一年(あ)	一二〇	強盗殺人、死体遺棄	春藤		清	四・一〇	一	棄却	札幌高函館支	一二六
昭和三一年(あ)	三七一	強盗殺人、窃盗	矢部	鉄	夫	四・一〇	一	棄却	東京高	一三二
昭和三一年(あ)	九〇八	窃盗、同未遂、住居侵入	間瀬	明	雄	四・一〇	一	一部破棄棄却	名古屋高	一三七
昭和三一年(あ)二四八九		食糧管理法違反	浦崎	孝	二 外一名	四・一〇	一	棄却	大阪高	一四三
昭和三一年(あ)三〇九八		詐欺	井沢	直	登 外一名	四・一〇	一	棄却	大阪高	一四七
昭和二九年(あ)三三三五		賍物故買	長谷川	忠	義	四・一五	三	棄却	東京高	一五二
昭和三〇年(あ)	二八八	関税法違反	田村	八	郎	四・一五	三	破棄自判	広島高	一五七
昭和三〇年(あ)三四四五		関税法違反	萩野		洋	四・一五	三	棄却	東京高	一六八
昭和三一年(あ)		傷害	具		宅	四・一五	三	棄却	大阪高	一七一

昭和二九年(あ)三九二一		関税法違反、昭和二五年政令第三二五号違反	浜岡	全	蔵 外三名	四・一六	大	一部破棄自判	福岡高	一八〇
昭和三一年(あ)	六三四	公職選挙法違反、国家公務員法違反	尾原	順	三 外一名	四・一六	大	棄却	広島高松江支	一八九
昭和二八年(あ)二三六九		窃盗、有印公文書偽造	宋	在	業 外一名	四・一七	一	破棄差戻	名古屋高金沢支	二〇四
昭和二八年(あ)三九一〇		殺人、放火、死体遺棄、銃砲等所持禁止令違反	南	達	治	四・一七	一	棄却	名古屋高金沢支	二一二
昭和三一年(あ)	四四二	強盗殺人	川井	春	雄 外一名	四・一七	一	棄却	東京高	三二九
昭和三一年(あ)二七九七		公職選挙法違反、賍物収受、窃盗	山内	安	高 外二名	四・一七	一	破棄一部免訴自判	高松高	三九六
昭和三一年(あ)四〇六四		賍物故買	重松		林	四・一七	一	棄却	福岡高	四〇三
昭和三一年(あ)四三六九		住居侵入、強盗殺人、強盗強姦	大堀	昭	平	四・一七	一	棄却	東京高	四〇九
昭和三一年(あ)四三八〇		覚せい剤取締法違反	社	アバゾーン製薬株式会		四・一七	一	棄却	東京高	四三六
昭和三二年(あ)	六四八	強盗傷人、強盗殺人	平野	武	一 外一名	四・一七	一	棄却	仙台高	四六六
昭和二九年(あ)二五二三		業務上過失傷害	大岡	正	二	四・一八	二	破棄差戻	東京高	五〇六

昭和三〇年(あ)	八一六	殺	人	田中利吉	四・一八	二	棄却	仙台高秋田支
昭和三〇年(あ)	二八九八	詐	欺	円谷久治	四・一八	二	棄却	仙台高
昭和三〇年(あ)	三八八九	賍物故買		古家春雄	四・二二	三	棄却	東京高
昭和三一年(あ)	三一四	暴力行為等処罰に関する法律違反		渡辺清正 外四名	四・二二	三	棄却	東京高
昭和三一年(あ)	一八二九	外国人登録法違反		朴溶好	四・二二	三	破棄差戻	大阪高
昭和三二年(あ)	三二四一	恐喝		小林正義	四・二二	三	棄却	大阪高
昭和三三年(あ)	一三	賍物故買、偽造有印公文書行使、詐欺、賍物運搬		川村福督 外二名	四・二二	三	棄却	高松高
昭和二九年(あ)	三〇七六	関税法違反幇助		趙竜沢	四・二四	一	棄却	広島高
昭和三一年(あ)	四〇八三	公務執行妨害、逮捕監禁、住居侵入、職務強要		山田金一	四・二四	一	棄却	名古屋高
昭和三二年(あ)	一一	酒税法違反		徐末粉	四・二四	一	一部破棄自判	名古屋高
昭和三二年(あ)	二五二六	外国為替及び外国貿易管理法違反、関税法違反、覚せい剤取締法違反、麻薬取締法違反		黄詩顕 外三名	四・二四	一	棄却	大阪高

昭和三二年(あ)	二七六四	窃盗		稲垣孝四郎	四・二四	一	棄却	名古屋高
昭和二九年(あ)	二三九〇	現住建造物等放火		池田六七八	四・二五	二	破棄差戻	広島高
昭和三〇年(あ)	一四七九	入札妨害		千田長蔵	四・二五	二	棄却	仙台高
昭和三〇年(あ)	三四五五	公務執行妨害、傷害		長屋修	四・二五	二	破棄自判	広島高
昭和三三年(れ)	二	詐欺		岡崎進	四・二五	二	棄却	東京高

刑事決定（1）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三一年(あ)二五四	食糧管理法違反	青木チヱコ	四・一	三	棄却	高松高	一
昭和三一年(あ)八七一	業務上横領	勝間勝己	四・一	三	棄却	大阪高	五
昭和三〇年(あ)五二一	贈賄	田中亀一	四・三	一	棄却	大阪高	八
昭和三〇年(あ)八〇四	詐欺	大山美記 外二名	四・三	一	棄却	福岡高	一二
昭和三〇年(あ)二四八〇	貸金業等の取締に関する法律違反	島田源一郎 外一名	四・三	一	棄却	東京高	二九
昭和三二年(あ)一六六二	業務上横領	高橋義春	四・三	一	棄却	東京高	三六
昭和三二年(あ)二七二二	窃盗	金序経	四・三	一	棄却	福岡高	四二
昭和三二年(あ)二七三八	窃盗	稲垣慶	四・三	一	棄却	大阪高	四五
昭和三二年(あ)二七五五	窃盗	呉柱錫	四・三	一	棄却	広島高	五四

昭和三二年(あ)二七八八	詐	欺	原田季香	四・三	一	棄却	福岡高	五七
昭和三二年(あ)二八一三	業務上横領	大山良介	四・三	一	棄却	東京高	六〇
昭和三二年(あ)二八四五	窃盗、公務執行妨害	周永学	四・三	一	棄却	名古屋高	六四
昭和三二年(あ)二八七五	傷害、銃砲刀剣類等所持取締令違反	前田力	四・三	一	棄却	東京高	七〇
昭和三二年(あ)二九〇〇	詐欺	三国鉄蔵	四・三	一	棄却	札幌高	七四
昭和三二年(あ)二九一一	外国人登録法違反	咸明勲	四・三	一	棄却	東京高	七八
昭和三二年(あ)二九一七	物品税法違反	能登屋隆一	四・三	一	棄却	東京高	八二
昭和三二年(あ)二九二三	現住建造物放火、同未遂	田中武・憲	四・三	一	棄却	仙台高	八七
昭和三二年(あ)二九二四	傷害	阿部六郎	四・三	一	棄却	仙台高	九二
昭和三二年(あ)二九三六	詐欺	岡崎巌	四・三	一	棄却	札幌高	九五
昭和三二年(あ)二九三九	詐欺、窃盗	中島幸慧	四・三	一	棄却	名古屋高	一〇二

昭和三二年(あ)二九四五	賍物故買、金属屑回収業に関する条例違反	申甲徹	四・三	一	棄却	札幌高	一〇五
昭和三二年(あ)二九五一	業務上過失致死	岡島満	四・三	一	棄却	広島高	一〇九
昭和三二年(あ)二九五四	賍物故買	金多出	四・三	一	棄却	広島高	一一二
昭和三二年(あ)二九六六	強姦致傷	竹内繁	四・三	一	棄却	名古屋高	一一五
昭和三二年(あ)二九七九	賍物故買	洪慶源	四・三	一	棄却	広島高岡山支	一一八
昭和三二年(あ)二九八二	業務上横領、有価証券偽造、同行使、詐欺	西沢弘	四・三	一	棄却	名古屋高	一二二
昭和三二年(あ)二九八八	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、傷害	飯田栄吉	四・三	一	棄却	名古屋高	一二六
昭和三二年(あ)二九九七	窃盗	梶岡康夫	四・三	一	棄却	大阪高	一三〇
昭和三二年(あ)三〇一二	神戸市売淫等取締条例違反	佐々木勇	四・三	一	棄却	大阪高	一三三
昭和三二年(あ)三〇三一	窃盗	李正夫	四・三	一	棄却	大阪高	一四四
昭和三二年(あ)三〇二七	賍物故買	金炳洙	四・三	一	棄却	広島高	一四七

昭和三二年(あ)二〇三七	詐欺、横領	扇子要之助	四・三	一	棄却	東京高	一五〇		
昭和三二年(あ)三〇四五	賍物故買	蔡点竜	四・三	一	棄却	東京高	一五五		
昭和三二年(あ)三〇五九	窃盗	小見野要助	四・三	一	棄却	東京高	一五八		
昭和三二年(あ)三〇七〇	窃盗	金亮次	四・三	一	棄却	仙台高秋田支	一六一		
昭和三二年(あ)三〇七六	職業安定法違反、婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令違反	小川正義	四・三	一	棄却	名古屋高	一六四		
昭和三二年(あ)三一〇八	麻薬取締法違反	坂本義貴	四・三	一	棄却	広島高	一六八		
昭和三〇年(あ)二九七一	麻薬取締法違反、同未遂	高橋清美外二名	四・八	三	棄却	札幌高	一七一		
昭和三一年(あ)三〇五	詐欺、同未遂、窃盗、私文書偽造、偽造私文書行使	吉崎準	四・八	三	棄却	東京高	一八六		
昭和三一年(あ)三一八	婦女に売淫をさせた者等の処罰に関する勅令違反、札幌市風紀取締条例違反	砂田留次郎外一名	四・八	三	棄却	札幌高	一九一		
昭和三二年(あ)三一七〇	強盗致死	向井愛明	四・八	三	棄却	高松高	一九五		
昭和一三年(あ)一〇四	詐欺	板垣常治	四・九	二	棄却	仙台高	二〇〇		

昭和三二年(あ)二八二一	麻薬取締法違反	武内正治外三名	四・一〇	一	棄却	大阪高	二〇三		
昭和三一年(あ)二九一三	傷害	徳田一二	四・一〇	一	棄却	福岡高宮崎支	二一六		
昭和三一年(あ)三六二二	道路交通取締法違反	亀田柳太郎	四・一〇	一	棄却	東京高	二三八		
昭和三〇年(あ)一〇七六	食糧管理法違反	尹鐘今	四・一〇	一	棄却	名古屋高金沢支	二四三		
昭和三〇年(あ)一七一三	食糧管理法違反	斎藤栄治外五名	四・一〇	一	棄却	東京高	二四七		
昭和三一年(あ)三四二二	詐欺、横領	鎌田政雄	四・一〇	一	棄却	仙台高	二六三		
昭和三二年(あ)二三七七	業務上過失致死、業務上過失傷害、道路交通取締法違反	栗原清	四・一〇	一	棄却	東京高	二七〇		
昭和三二年(あ)二六〇三	業務上横領	田岡輝正	四・一〇	一	棄却	高松高	二七四		
昭和三二年(あ)二六五四	有価証券偽造、同行使、詐欺	小林孝一	四・一〇	一	棄却	名古屋高	二七七		
昭和三二年(あ)二七〇一	窃盗、同未遂	伴佶	四・一〇	一	棄却	東京高	二八一		
昭和三二年(あ)二八六五	詐欺	熊谷光夫	四・一〇	一	棄却	札幌高	二八四		

昭和三一年(あ)一八六九	窃盗、詐欺	亀間慎一	四・一〇	一	棄却	東京高	二八八	
昭和三一年(あ)二八七九	賍物寄蔵	田中達雄	四・一〇	一	棄却	東京高	二九五	
昭和三一年(あ)二九二七	器物毀棄、暴行、恐喝	種市芳夫	四・一〇	一	棄却	仙台高秋田支	二九九	
昭和三一年(あ)三〇四二	印紙犯罪処罰法違反	早見捨蔵	四・一〇	一	棄却	東京高	三〇五	
昭和三一年(あ)三一三三	私文書偽造、同行使、詐欺、横領、酒税法違反	中田間佐彦 外一名	四・一〇	一	棄却	東京高	三〇八	
昭和三一年(あ)三一六二	傷害、傷害致死、恐喝	宮川比呂志 外一名	四・一〇	一	棄却	東京高	三一一	
昭和三〇年(あ)三一七四	脅迫、恐喝	李判周	四・一一	二	棄却	東京高	三一七	
昭和三〇年(あ)三七〇八	虚偽有印公文書作成、同行使、詐欺	筒竹健一 外一名	四・一一	二	棄却	大阪高	三二一	
昭和三三年(あ)一	窃盗	金田良夫	四・一二	二	棄却	福岡高	三二七	

刑事決定(2)

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三〇年(あ)三二八二	業務上横領	勝野金雄 外一名	四・一五	二	棄却	名古屋高	一
昭和三一年(あ)八	食糧管理法違反	内外物産株式会社 外二名	四・一五	三	棄却	大阪高	一五
昭和三二年(あ)二九四七	職業安定法違反	浅田武新 外一名	四・一五	三	棄却	札幌高	二八
昭和三二年(あ)三〇八九	恐喝	前田正男	四・一五	三	棄却	福岡高宮崎支	三二
昭和三二年(あ)三一〇六	詐欺	伊藤直員	四・一五	三	棄却	高松高	三六
昭和三二年(あ)三一二八	詐欺	森尾忠義	四・一五	三	棄却	福岡高	四二
昭和三二年(あ)三一八二	漁業法違反	河野隆光 外二名	四・一五	三	棄却	高松高	四五
昭和三二年(あ)三二一八	詐欺、業務上横領	浜田十郎	四・一五	三	棄却	広島高岡山支	四九
昭和三二年(あ)三二六一	窃盗	辛健植	四・一五	三	棄却	大阪高	五二

昭和三二年(あ)三二一六四	窃盗	正田浦治	四・一五	三	乗却	東京高	五五
昭和三二年(あ)三二一六八	森林法違反	上田恒治	四・一五	三	乗却	福岡高	六二
昭和三二年(あ)三二一七六	窃盗未遂	小林定雄	四・一五	三	乗却	仙台高	六五
昭和三二年(あ)三二一七九	窃盗、同未遂	高橋伊代治	四・一五	三	乗却	仙台高	六八
昭和三二年(あ)三二一八一	窃盗、賍物故買	喪学淳	四・一五	三	乗却	仙台高	七一
昭和三二年(あ)三二一八五	窃盗	呉泰俊	四・一五	三	乗却	大阪高	七四
昭和三二年(あ)三二一八八	暴力行為等処罰に関する法律違反、銃砲刀剣類等所持取締令違反	中崎重治	四・一五	三	乗却	名古屋高	七八
昭和三二年(あ)三二一九一	窃盗、傷害	黄八郎	四・一五	三	乗却	広島高	八二
昭和三二年(あ)三二二〇〇	窃盗	岩井純平	四・一五	三	乗却	名古屋高	八五
昭和三二年(あ)三二一二	窃盗	高屋敷与一郎	四・一五	三	乗却	札幌高函館支	八八
昭和三二年(あ)三二一五	詐欺	上川代四郎	四・一五	三	乗却	高松高	九一

昭和三二年(あ)三二一六四	窃盗	高橋忠雄	四・一五	三	乗却	高松高	九五
昭和三二年(あ)三三三三五	業務上過失傷害、業務上過失致死	田村幸郎	四・一五	三	乗却	高松高	九八
昭和三二年(あ)三三三三八	児童福祉法違反	藤中茂	四・一五	三	乗却	札幌高	一〇二
昭和三三年(あ) 一八	詐欺	藤吉巖	四・一五	三	乗却	福岡高	一〇五
昭和三三年(あ) 八六	麻薬取締法違反	池閣沓	四・一五	三	乗却	東京高	一〇八
昭和三三年(あ) 一〇五	森林法違反、詐欺	碇理八	四・一五	三	乗却	福岡高	一一二
昭和三三年(あ) 一六七	麻薬取締法違反	趙天真	四・一五	三	乗却	大阪高	一二六
昭和三一年(あ)一一六一	たばこ専売法違反	武川万寿三外一名	四・一七	一	乗却	東京高	一三一
昭和三一年(あ)三二九七	賍物故買	嶋田善四郎	四・一七	一	乗却	仙台高秋田支	一四〇
昭和三一年(あ)四二八七	職業安定法違反	中川平五郎	四・一七	一	乗却	大阪高	一五二
昭和三一年(あ)四六四四	業務上過失傷害	田巻寅三	四・一七	一	乗却	札幌高	一五八

昭和三二年(あ)二六七六	窃盗、賍物運搬、暴行、恐喝未遂、傷害	中川隼人	四・一七	一	棄却	札幌高	一六六		
昭和三二年(あ)二七七一	業務上横領、横領	山口義臣	四・一七	一	棄却	福岡高	一七一		
昭和三二年(あ)二八四二	窃盗、同未遂	佐藤信一	四・一七	一	棄却	札幌高	一七五		
昭和三二年(あ)二八五六	窃盗	丹羽清	四・一七	一	棄却	名古屋高	一八〇		
昭和三二年(あ)二八九七	酒税法違反	韓二皓	四・一七	一	棄却	広島高岡山支	一八四		
昭和三二年(あ)一九七六	傷害、暴行、恐喝	栗原八郎	四・一七	一	棄却	東京高	一八七		
昭和三二年(あ)三〇一五	窃盗	松野三夫	四・一七	一	棄却	名古屋高	一九〇		
昭和三二年(あ)三〇三四	窃盗	宮田喜助	四・一七	一	棄却	札幌高	一九三		
昭和三二年(あ)三〇五五	窃盗	川越信造外一名	四・一七	一	棄却	大阪高	一九七		
昭和三二年(あ)三〇八七	銃砲刀剣類等所持取締令違反、火薬類取締法違反	稲葉実	四・一七	一	棄却	福岡高	二〇一		
昭和三二年(あ)三一一一	未成年者誘拐、児童福祉法違反、職業安定法違反、窃盗	高見沢俊一	四・一七	一	棄却	東京高	二〇四		

昭和三二年(あ)三一三九	道路交通取締法違反、重過失傷害	堀越一彦	四・一七	一	棄却	東京高	二〇八		
昭和三二年(あ)三一四二	猥せつ図画販売目的所持	宇野政一	四・一七	一	棄却	東京高	二一三		
昭和三二年(あ)三一五七	婦女に売淫させた者等の処罰に関する勅令違反、札幌市風紀取締条例違反	辻平二	四・一七	一	棄却	札幌高	二一七		
昭和三二年(あ)三一六二	詐欺、同未遂	佐々木善三郎	四・一七	一	棄却	東京高	二二〇		
昭和三二年(あ)三一七七	常習賭博	恒田金次郎外一名	四・一七	一	棄却	名古屋高金沢支	二二三		
昭和三二年(あ)三一八〇	傷害、銃砲刀剣類等所持取締令違反	大野正清	四・一七	一	棄却	高松高	二二六		
昭和三二年(あ)三一九八	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	町田利夫	四・一七	一	棄却	広島高	二二九		
昭和三二年(あ)三二一三	賍物故買	山下堪志外一名	四・一七	一	棄却	大阪高	二三二		
昭和三二年(あ)三二一六	業務上横領	田原典男	四・一七	一	棄却	札幌高	二三六		
昭和三二年(あ)三二三三	窃盗	和泉英明	四・一七	一	棄却	広島高	二三九		
昭和三二年(あ)三二三六	酒税法違反	李寿教	四・一七	一	棄却	広島高松江支	二四二		

昭和三二年(あ)三二四四	覚せい剤取締法違反	李	相一	四・一七	一	乗却	名古屋高	二四五
昭和三二年(あ)三二五五	詐欺	岡島	隆吉	四・一七	一	乗却	東京高	二四八
昭和三二年(あ)三二七一	住居侵入、強姦	村田	貞夫	四・一七	一	乗却	福岡高宮崎支	二五二
昭和三二年(あ)三二九二	詐欺、窃盗	藤原	勝	四・一七	一	乗却	大阪高	二五六
昭和三二年(あ)三三〇一	外国人登録法違反、出入国管理令違反	金	敬植外一名	四・一七	一	乗却	名古屋高	二六〇
昭和三二年(あ)三三〇四	賍物運搬、窃盗未遂	塚本	義孝	四・一七	一	乗却	大阪高	二六四
昭和三二年(あ)三三一八	賍物故買	李	容大	四・一七	一	乗却	名古屋高金沢支	二六七
昭和二八年(あ)一二一四	殺人	高島	忠雄	四・一八	二	乗却	大阪高	二七〇
昭和三〇年(あ)二七五三	業務上過失致死	木曾	完治	四・一八	二	乗却	広島高	二七六
昭和三〇年(あ)三〇三七	食糧管理法違反、業務上過失往来危険	田畠	信雄	四・一八	二	乗却	広島高	二八〇
昭和三三年(あ)一七九	麻薬取締法違反	桶谷	隆治	四・一八	二	乗却	東京高	二八五

昭和三二年(あ)三二〇一	窃盗	柿谷	信哉	四・二一	二	乗却	広島高	二八八
昭和三二年(あ)三一三一	傷害致死	高阪	昭一外一名	四・二二	三	乗却	名古屋高	二九二
昭和三三年(あ)二六一	窃盗、賍物運搬	神田	定一外一名	四・二三	二	乗却	東京高	二九八
昭和三一年(あ)二二〇三	競馬法違反	趙	鏞振外三名	四・二四	一	乗却	東京高	三〇七
昭和三二年(あ)七二	業務上横領	三原	房之助	四・二四	一	乗却	広島高	三一八
昭和三二年(あ)八九	不法監禁、傷害	中島	太郎	四・二四	一	乗却	東京高	三二三
昭和三二年(あ)二二九	外国為替及び外国貿易管理法違反	銭	明年	四・二四	一	乗却	東京高	三三二
昭和三二年(あ)二〇三八	贈賄、虚偽公文書作成、同行使、背任	林	達三良外二名	四・二四	一	乗却	東京高	三三八
昭和三二年(あ)二三一五	食糧管理法違反	辻	重雄外一名	四・二四	一	乗却	広島高岡山支	三五三
昭和三二年(あ)二五〇〇	業務上横領	緒方	義盛	四・二四	一	乗却	福岡高宮崎支	三五八
昭和三二年(あ)二七四九	弁護士法違反	二宮	直熊	四・二四	一	乗却	福岡高宮崎支	三六五

昭和三二年(あ)二八〇五	横領、詐欺	野崎正男	四・二四	一	棄却	東京高	三六九	
昭和三二年(あ)二九〇六	恐喝	清水潔	四・二四	一	棄却	東京高	三七二	
昭和三二年(あ)二九九四	外国人登録法違反	安商道	四・二四	一	棄却	広島高	三八〇	
昭和三二年(あ)三一二三	収賄、業務上横領	東本武夫	四・二四	一	棄却	高松高	三八四	
昭和三二年(あ)三一五九	詐欺	坂本寿雄	四・二四	一	棄却	東京高	三八八	
昭和三二年(あ)三一八九	横領、業務上横領、背任	田中信輔	四・二四	一	棄却	福岡高	三九九	
昭和三二年(あ)三二〇五	強姦致傷、暴行、傷害	西室誠吾	四・二四	一	棄却	広島高岡山支	四〇七	
昭和三二年(あ)三三二四	麻薬取締法違反	朴正雄	四・二四	一	棄却	大阪高	四一一	

刑事決定 (3)

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三〇年(あ)七八二	食糧管理法違反	石田馨	四・二五	二	棄却	広島高岡山支	一
昭和三〇年(あ)二六二一	詐欺	前田耕堂	四・二五	二	棄却	大阪高	六
昭和三〇年(あ)三四九八	建造物損壊	藤井哲司	四・二五	二	棄却	大阪高	一二
昭和三〇年(あ)三八七八	放火	山本文雄	四・二五	二	棄却	東京高	一六
昭和三一年(あ)二一一七	商法違反、業務上横領	米沢貞敬 外一名	四・二五	二	棄却	大阪高	二一
昭和三一年(あ)二四三三	建造物損壊、器物毀棄	河口長政	四・二五	二	棄却	名古屋高	二六
昭和三一年(あ)二五〇八	窃盗、賍物牙保、賍物収受	佐藤光雄 外一名	四・二五	二	棄却	仙台高	三〇
昭和三一年(あ)二五二七	傷害、恐喝	安永勲 外二名	四・二五	二	棄却	大阪高	三四
昭和三一年(あ)二八六三	職業安定法違反	本間武明	四・二五	二	棄却	札幌高	四二

昭和三二年(あ)二八八〇	賍物故買	幸田幾久枝	四・二五	二	乗却	東京高	四五		
昭和三二年(あ)二九三一	窃盗	毛利秀雄	四・二五	二	乗却	高松高	五〇		
昭和三二年(あ)二九四三	詐欺	中村金一	四・二五	二	乗却	札幌高	五三		
昭和三二年(あ)二九四六	覚せい剤取締法違反	金鎮天	四・二五	二	乗却	札幌高	五七		
昭和三二年(あ)二九六四	暴行、傷害	横井照雄	四・二五	二	乗却	名古屋高	六二		
昭和三二年(あ)二九七八	窃盗	元永登	四・二五	二	乗却	福岡高	六七		
昭和三二年(あ)三〇一六	傷害、暴行、脅迫	中塚福治	四・二五	二	乗却	広島高岡山支	七二		
昭和三二年(あ)三〇三二	詐欺	谷正吉	四・二五	二	乗却	札幌高	七七		
昭和三二年(あ)三〇七四	有価証券偽造、同行使、詐欺未遂	平林雅彦	四・二五	二	乗却	名古屋高	八〇		
昭和三二年(あ)三〇八八	公務執行妨害、入場税法違反	河野孔明	四・二五	二	乗却	福岡高宮崎支	八五		
昭和三二年(あ)三〇九一	恐喝、傷害	舘山昭雄	四・二五	二	乗却	仙台高秋田支	九六		

昭和三二年(あ)三一二四	傷害、詐欺	中山義道 外一名	四・二五	二	乗却	大阪高	一〇〇		
昭和三二年(あ)三一三〇	詐欺、職業安定法違反	岡本念	四・二五	二	乗却	名古屋高	一〇五		
昭和三二年(あ)三一三四	麻薬取締法違反	江来発	四・二五	二	乗却	東京高	一〇八		
昭和三二年(あ)三一四八	銃砲刀剣類等所持取締令違反脅迫、恐喝未遂	野寺敏夫	四・二五	二	乗却	東京高	一一一		
昭和三二年(あ)三一八六	横領	中谷武治	四・二五	二	乗却	大阪高	一一四		
昭和三二年(あ)三一九六	窃盗	金甲伊	四・二五	二	乗却	広島高	一一七		
昭和三二年(あ)三二〇六	詐欺、同未遂	古林信太郎	四・二五	二	乗却	広島高岡山支	一二一		
昭和三二年(あ)三二〇九	威力ヲ業務妨害	三宅紀久夫	四・二五	二	乗却	福岡支	一二四		
昭和三二年(あ)三二二四	食糧管理法違反幇助	堀江十三郎	四・二五	二	乗却	東京高	一二七		
昭和三二年(あ)三二三〇	麻薬取締法違反、偽証、覚せい剤取締法違反	趙春子 外一名	四・二五	二	乗却	福岡高	一三〇		
昭和三二年(あ)三二三七	覚せい剤取締法違反	平山博吉	四・二五	二	乗却	大阪高	一三五		

昭和三二年(あ)三二四〇	傷害	松本忠雄	四・二五	二乗却	大阪高	一三九	
昭和三二年(あ)三二五六	加重収賄	佐藤正	四・二五	二乗却	東京高	一四三	
昭和三二年(あ)三二六九	賍物故買、同牙保	尾本徳之助	四・二五	二乗却	福岡高	一四六	
昭和三二年(あ)三二七二	傷害	田中良治	四・二五	二乗却	福岡高宮崎支	一五〇	
昭和三二年(あ)三二七五	業務上過失致死傷、道路交通取締法違反、同施行令違反	沢屋敷三之丞	四・二五	二乗却	仙台高	一五三	
昭和三二年(あ)三二七八	有価証券偽造、同行使、詐欺	加藤次男	四・二五	二乗却	仙台高	一五七	
昭和三二年(あ)三二八七	業務上横領	河田広雄	四・二五	二乗却	名古屋高	一六〇	
昭和三二年(あ)三二九〇	窃盗	山田達之	四・二五	二乗却	名古屋高	一六三	
昭和三二年(あ)三三〇二	職業安定法違反	駒井彌太郎	四・二五	二乗却	大阪高	一六六	
昭和三二年(あ)三三一一	窃盗	柴田豊吉	四・二五	二乗却	高松高	一七〇	
昭和三二年(あ)三三一四	傷害	小林義秋	四・二五	二乗却	名古屋高金沢支	一七三	

昭和三二年(あ)三三三四	脅迫、暴行、詐欺、競売入札妨害	日野正	四・二五	二乗却	高松高	一七六	
昭和三二年(あ)三三三七	恐喝	佐々木友善	四・二五	二乗却	高松高	一八〇	
昭和三三年(あ)一〇	強盗殺人	江本隆志	四・二五	二乗却	広島高	一八五	
昭和三三年(あ)二五	道路交通取締法違反	中川正時	四・二五	二乗却	福岡高	一九一	
昭和三三年(あ)三五	窃盗	西尾修一	四・二五	二乗却	名古屋高	一九四	
昭和三三年(あ)四二	恐喝、同未遂	川口啓蔵	四・二五	二乗却	高松高	一九七	
昭和三三年(あ)五八	詐欺	久野哲夫	四・二五	二乗却	名古屋高	二〇〇	
昭和三三年(あ)六一	食糧管理法違反	洪英昌	四・二五	二乗却	名古屋高	二〇三	
昭和三三年(あ)六七	暴力行為等処罰に関する法律違反、威力業務妨害	飯間武雄外一名	四・二五	二乗却	広島高岡山支	二〇六	
昭和三三年(あ)七〇	傷害	植島和昭	四・二五	二乗却	広島高岡山支	二〇九	
昭和三三年(あ)八二	麻薬取締法違反、窃盗	李相俊外一名	四・二五	二乗却	東京高	二一三	

昭和三三年(あ)	八五	暴行、強姦致傷	宮内正夫 外一名	四・二五	二棄却	東京高	二二〇
昭和三三年(あ)	二二四	詐欺、窃盗、同未遂	清水愛吉	四・二五	二棄却	東京高	二二八
昭和三三年(あ)	三八九	外国人登録法違反	高聖完	四・二五	二棄却	東京高	二三三
昭和三二年(あ)	三二四二	賍物故買	安石根	四・二六	二棄却	名古屋高	二三六
昭和三〇年(あ)	二八四四	塩専売法違反	尾原金八 外二名	四・三〇	二棄却	広島高	二三九
昭和三一年(あ)	五四	収賄	武藤寛 外一名	四・三〇	三棄却	福岡高宮崎支	二四四
昭和三二年(あ)	二九五二	賍物故買	藤本鹿蔵	四・三〇	二棄却	広島高	二四八
昭和三二年(あ)	二九八七	酒税法違反	李南任	四・三〇	三棄却	名古屋高	二五一
昭和三二年(あ)	三〇五一	公文書偽造同行使、私文書偽造同行使、詐欺、背任	相原敏行	四・三〇	二棄却	大阪高	二五六
昭和三二年(あ)	三〇六九	窃盗	李鐘洙	四・三〇	三棄却	名古屋高	二六〇
昭和三二年(あ)	三〇九九	猥褻文書販売	渡辺正範	四・三〇	二棄却	東京高	二六三

昭和三二年(あ)	三一五六	傷害致死	金子哲造	四・三〇	三棄却	福岡高	二六八
昭和三二年(あ)	三一八四	窃盗	杉本春雄	四・三〇	三棄却	札幌高	二七三
昭和三二年(あ)	三一八八	覚せい剤取締法違反	岩本明 外一名	四・三〇	三棄却	福岡高	二七六
昭和三二年(あ)	三一一〇	賍物故買	城戸義孝	四・三〇	三棄却	福岡高	二八一
昭和三二年(あ)	三一一七	住居侵入、強盗予備	高橋寒一	四・三〇	二棄却	名古屋高	二八四
昭和三二年(あ)	三一三一	賍物故買	砂田正留 外二名	四・三〇	三棄却	広島高	二八七
昭和三二年(あ)	三一四三	有価証券偽造、同行使、詐欺	黒坂二郎	四・三〇	三棄却	名古屋高	二九〇
昭和三二年(あ)	三一六〇	物品税法違反	加藤商事株式会社 外一名	四・三〇	二棄却	大阪高	二九四
昭和三二年(あ)	三一九八	窃盗	太田鶴亀代 外一名	四・三〇	三棄却	広島高岡山支	二九七
昭和三二年(あ)	三二二八	窃盗	黄永淑	四・三〇	三棄却	福岡高	三〇〇
昭和三三年(あ)	五	職業安定法違反、横領	平義義夫	四・三〇	三棄却	福岡高	三〇三

昭和三三年(あ)	二三	傷害、暴行	稲毛	健	四・三〇	三	棄却	福岡高	三〇九
昭和三三年(あ)	三三	傷害致死	坂野	武	四・三〇	三	棄却	名古屋高	三一三
昭和三三年(あ)	三六	窃盗	中島	弘	四・三〇	三	棄却	名古屋高	三一七
昭和三三年(あ)	四三	加重収賄、有印公文書偽造同行使	新山	晴雄	四・三〇	三	棄却	仙台高	三二〇
昭和三三年(あ)	四七	傷害致死	千綿	寛六	四・三〇	三	棄却	福岡高	三二四
昭和三三年(あ)	五三	傷害	岡	邦彦	四・三〇	三	棄却	札幌高	三二八
昭和三三年(あ)	五九	窃盗	梅村	守秋	四・三〇	三	棄却	名古屋高	三三二
昭和三三年(あ)	六二	詐欺	小浪	金二	四・三〇	三	棄却	名古屋高	三三五
昭和三三年(あ)	六八	詐欺	北畠	亀一郎	四・三〇	三	棄却	広島高岡山支	三三九
昭和三三年(あ)	七九	職業安定法違反	吉村	勝次	四・三〇	三	棄却	福岡高	三四三
昭和三三年(あ)	九三	道路交通取締法違反	石田	正博	四・三〇	三	棄却	東京高	三四六

昭和三三年(あ)	九九	覚せい剤取締法違反	高原	豊次郎外一名	四・三〇	三	棄却	広島高岡山支	三四九
昭和三三年(あ)	一〇二	窃盗	大森	勝治	四・三〇	三	棄却	広島高岡山支	三五三
昭和三三年(あ)	一〇九	恐喝	長尾	忠義	四・三〇	三	棄却	福岡高宮崎支	三五七
昭和三三年(あ)	一一六	賍物故買	卜	未戻	四・三〇	三	棄却	大阪高	三六〇
昭和三三年(あ)	一一九	銃砲刀剣類等所持取締令違反	富松	勝己	四・三〇	三	棄却	福岡高	三六四
昭和三三年(あ)	一四二	窃盗	福田	よね子	四・三〇	三	棄却	東京高	三六八
昭和三三年(あ)	一四五	窃盗	篠崎	秀雄	四・三〇	三	棄却	東京高	三七一
昭和三三年(あ)	一四八	暴力行為等処罰に関する法律違反、銃砲刀剣類等所持取締令違反、火薬類取締法違反	笠井	昭二外一名	四・三〇	三	棄却	東京高	三七四
昭和三三年(あ)	一五三	窃盗	千	俊明	四・三〇	三	棄却	札幌高	三七七
昭和三三年(あ)	一六一	麻薬取締法違反	張	国正	四・三〇	三	棄却	東京高	三八〇
昭和三三年(あ)	一七四	児童福祉法違反	唐畑	顕二	四・三〇	三	棄却	大阪高	三八五

昭和三三年(あ)	一八八	傷害致死	大戸覚	四・三〇	三	棄却	仙台高	三八八
昭和三三年(あ)	一九四	強盗傷人	柿原秋弘	四・三〇	三	棄却	大阪高	三九一
昭和三三年(あ)	二〇二	傷害、暴行	榎本康義	四・三〇	三	棄却	大阪高	三九七
昭和三三年(あ)	二〇五	麻薬取締法違反	高橋弘子	四・三〇	三	棄却	大阪高	四〇〇
昭和三三年(あ)	二二五	窃盗未遂	高瀬欽一郎	四・三〇	三	棄却	東京高	四〇三
昭和三三年(あ)	二四五	窃盗、準強盗未遂	長田耕宜	四・三〇	三	棄却	札幌高	四〇九
昭和三三年(あ)	二五九	恐喝、公印偽造	池田恒男	四・三〇	三	棄却	東京高	四一四

刑事雑（全）

事件番号		事件名	申立人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
		再審請求						
昭和三一年(き)	一一五一一八	関税法違反被告事件についてなした上告棄却の判決に対する再審請求	以南静雄外一名	四・一七	一	棄却		一一五
昭和三三年(き)	三	詐欺被告事件についてなした上告棄却の確定決定に対する再審請求	原田季香	四・三〇	一	棄却		一二二
		判決訂正申立						
昭和三三年(み)	八	強盗殺人被告事件についてなした上告棄却の判決に対する訂正申立	高橋輝男	四・一	三	棄却		一二五
昭和三三年(み)	七	建造物侵入、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、建造物損壊、傷害、放火被告事件についてなした上告棄却の判決に対する訂正申立	東中子光雄（浩）外三名	四・一〇	一	棄却		一二八
		特別抗告申立						
昭和三三年(し)	七	詐欺被告事件についてなした裁判官忌避申立に対する即時抗告棄却決定に対する特別抗告申立	滝内礼作	四・一	三	棄却	東京高	一三一
昭和三三年(し)	八	殺人被告事件についてなした特別抗告棄却決定に対する特別抗告申立	佐藤藤義外一名	四・一二	二	棄却		一三五

昭和三三年(し)	九	審判請求棄却決定に対する抗告申立棄却決定に対する特別抗告申立	内田	寿	四・一七	一	棄却
昭和三三年(し)	五五	騒擾等被告事件についてなした証拠調に関する異議申立棄却決定に対する特別抗告申立	上田	誠吉外五名	四・一八	二	棄却
昭和三三年(し)	五	刑事訴訟法第二六二条による審判請求事件につきなした抗告棄却の決定に対する特別抗告申立	武井	利広外二名	四・三〇	一	棄却
		訴訟費用	(岡本光雄等)				
昭和三三年(せ)	九四	覚せい剤取締法違反	金	文雄	四・一	三	免除
昭和三三年(せ)	一〇五	傷害	三浦	喜代作	四・一	三	免除
昭和三三年(せ)	一二四	窃盗	矢野	松士	四・一	三	免除
昭和三三年(あ)	一二五	常習累犯窃盗	李	斗栄	四・一	三	負担
昭和三三年(せ)	一三〇	殺人	相原	和雄	四・二	一	免除
昭和三三年(せ)	八六	窃盗	野々村	元治	四・四	二	免除
昭和三三年(せ)	一一九	業務上過失致死	野崎	秀吉	四・四	二	棄却
昭和三三年(せ)	一二五	強要、暴行	大森	徳重	四・八	三	免除
昭和三三年(せ)	一二六	公務執行妨害、強要	佐藤	春雄	四・八	三	免除
昭和三三年(せ)	一二七	賍物故買	朴	奉竜	四・八	三	免除
昭和三三年(せ)	一二八	恐喝未遂	高沢	巌	四・八	三	免除
昭和三三年(せ)	一三三	窃盗、住居侵入	針生	茂	四・八	三	免除
昭和三三年(せ)	一四〇	業務上横領、横領	滝口	政男	四・八	一	免除
昭和三三年(せ)	一四二	傷害致死、銃砲刀剣類等所持取締令違反	高山	義雄	四・八	三	免除
昭和三三年(せ)	一三六	殺人未遂	東山	茂	四・一一	二	免除
昭和三三年(せ)	一五一	強盗殺人未遂	青砥	敬治	四・一四	一	却下
昭和三三年(せ)	一五三	窃盗	小塩	辰男	四・一四	一	免除
昭和三三年(せ)	一四五	窃盗	井之上	吉雄	四・一五	三	免除

昭和三三年(わ)	一五四	窃盗	内之倉義夫	四・一六	一	免除
昭和三一年(わ)	五三五	詐欺、横領	平野鉄次	四・一七	一	免除
昭和三三年(わ)	一五八	窃盗、業務上横領、放火	鈴木彌四郎	四・一七	一	免除
昭和三三年(わ)	一六〇	恐喝	竹内紺蔵	四・一七	一	免除
昭和三三年(わ)	一六二	現住建造物放火、同未遂等	国谷庸一	四・一七	一	却下
昭和三三年(わ)	一六一	窃盗、同未遂	赤塩貫一	四・一八	二	免除
昭和三三年(わ)	一五六	常習累犯窃盗	宍戸三郎	四・二二	三	免除
昭和三三年(わ)	一六八	窃盗、同未遂	伴佶	四・二四	一	免除
昭和三三年(わ)	一五二	窃盗、詐欺	石井光敏	四・二五	二	免除
昭和三三年(わ)	一七三	詐欺	岡崎巖	四・二八	一	却下
昭和三三年(わ)	一七〇	麻薬取締法違反、同未遂	板山昭次	四・三〇	三	免除

仮還付請求

昭和三一年(あ)一九五四

建造物損壊等被告事件についてなした押収物の返還付請求

小山誠二	四・二五	二	棄却	
				二一二二

死亡

昭和三一年(あ)四一九

業務上横領

葉山純三	四・一三	三	棄却	大阪高
				二一三三

昭和二八年(あ)一八七〇

公正証書原本不実記載、偽造公正証書原本行使

村上一衛	四・二	一	棄却	大阪高
				二一三五

その他

昭和三三年(す)一一二

暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、傷害被告事件についてなした上告棄却の決定に対する訂正申立

山下知賀夫(丹羽峰夫)	四・四	二	棄却	
				二一一七

昭和三三年(す)九五

殺人被告事件について言渡した上告棄却の決定に対する訂正の申立

高村永雄	四・九	一	棄却	
				二一二八

昭和三三年(す)九六

殺人被告事件について言渡した上告棄却の決定に対する訂正の申立

田上楠夫	四・一七	一	棄却	
				二一三〇

昭和三三年(あ)九七

殺人被告事件について言渡した上告棄却の決定に対する訂正の申立

財津直行	四・一七	一	棄却	
				二一三二

昭和三三年(す)一三三

火薬類取締法違反被告事件についてなした上告棄却決定に対する異議申立棄却決定に対する抗告申立

小田良英(小島信雄)	四・一七	一	棄却	
				二一三四

昭和三三年(す)一三一

現住建造物放火、同未遂被告事件について言渡した上告棄却の決定に対する抗告申立

田中武憲	四・二一	一	棄却	
				二一三六

昭和三三年(す)一三七

詐欺被告事件についてした上告棄却の決定に対する抗告の申立

板垣常治	四・二五	二	棄却	
				二一三八

刑事不成立 (全)

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	第一審又は原審	丁数
昭和三三年(あ)三八	銃砲刀剣類等所持取締令違反、火薬類取締法違反	安楽弘	四・二	一	棄却	福岡高	八六
昭和三三年(あ)二二六	不法監禁	田島三郎	四・二	一	棄却	東京高	八八
昭和三三年(あ)二八四	詐欺、横領	村岡坂吉	四・七	二	棄却	広島高	九〇
昭和三三年(あ)二八五	傷害	安南吉	四・八	三	棄却	広島高	九二
昭和三三年(あ)二〇九	業務上過失傷害、業務上過失致死、道路交通取締法違反	岡本憲二	四・一〇	一	棄却	大阪高	九四
昭和三三年(あ)一七五	窃盗	桜井誠	四・一七	一	棄却	大阪高	九六
昭和三一年(あ)三〇一〇	関税法違反	大上恵美子	四・一九	二	棄却	大阪高	九八
昭和三一年(あ)三九四	窃盗	中野正二	四・二二	三	棄却	仙台高秋田支	九九
昭和三一年(あ)三〇七四	有価証券偽造、同行使、詐欺未遂	尾関正三	四・二五	二	棄却	名古屋高	一〇一

昭和三〇年(あ)	四八一	贈賄幇助	丸山三郎	四・二六	二棄却	東京高	一〇三